

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和7年3月11日（火） 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 小池 正夫 副委員長 君嶋 寿男
委員 桑澤 直亨 委員 渡邊 勝巳
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	企画部長 渡邊 荘一
秘書広聴課長 海野 直人	秘書広聴課長補佐 船橋 武夫
秘書広聴課シティプロモーション推進室長 会沢 正志	
市民相談室長兼消費生活センター所長 萩津 厚緒	
政策企画課長 金田 尚樹	政策企画課長補佐 宇佐美智也
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
総務部長 玉川 一雄	総務課長 篠原 広明
総務課長補佐 川勾 貴弘	行財政改革推進室長 桧山 和幸
瓜連支所長 南波三千代	瓜連支所課長補佐 鈴木 正寿
管財課長 関 雄二	管財課長補佐 稲田 政徳
税務課長 綿引 稔	税務課長補佐 小泉 友哉
収納課長 片野 弘道	収納課長補佐 松本 啓二
市民生活部長兼危機管理監 平野 敦史	
防災課長 秋山 光広	防災課長補佐 疋田 克彦
市民協働課長 柴田 真一	市民協働課長補佐 山田 明
市民課長 綿引 勝也	市民課長補佐 飯村 秀樹
環境課長 萩野谷 真	環境課長補佐 諸藤 慎一
環境G長 畠山 智光	都市計画課長 今野 貴元
都市計画課長補佐 黒川 耕二	会計管理者 茅根 正雄
会計課長補佐 鈴木 智洋	消防長 堀江 正美
消防次長 寺門 薫	消防本部参事兼東消防署署長 後藤 健仁
消防本部総務課長 森田 伸一	消防本部警防課長 寺門 弘文
西消防署長 柏村 孝博	

請願説明者 原田 悠嗣

会議事件

- (1) 議案第2号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第3号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第4号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第5号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第6号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第7号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第8号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第9号 那珂市職員の旅費に関する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第12号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第15号 那珂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (11) 議案第16号 那珂市税条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (12) 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (13) 議案第19号 那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (14) 議案第20号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第9号)

…原案のとおり可決すべきもの

- (15) 議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

- (16) 議案第24号 令和7年度那珂市公園墓地事業特別会計予算

…原案のとおり可決すべきもの

- (17) 議案第29号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更に
ついて

…原案のとおり可決すべきもの

- (18) 議案第30号 建設工事請負契約の締結について

…原案のとおり可決すべきもの

- (19) 請願第1号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書採択
を求める請願

…不採択とすべきもの

- (20) 請願第2号 選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意
見書採択を求める請願

…不採択とすべきもの

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 改めておはようございます。

本日は3月11日、14年目に当たる東日本大震災から14年目ということで、災害というのは忘れた頃やってくる。今、南海トラフのことで随分騒いでおりますけれども、避難者の方、昨日もテレビで報道しておりましたが、まだまだ関東圏1万数千人、また、行方不明の方も見つからないような状態。そのような中、コロナ禍もありまして、いろいろあった14年間と思います。避難後亡くなった方、また避難されている方に哀悼の意を表しながら議事を進めてまいりたいと思います。

また、インフルエンザも下火になったとはいえど、まだはやっているような状態ですので、お気をつけて皆さんお過ごしになって、お仕事に従事していただきたいと思っています。

開会前にご連絡いたします。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際には、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにするなど、ご配慮をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めましておはようございます。

議会も去年、ちょうど3月11日が初日でありました。それから早いもので1年ということでございます。また、今日は総務生活常任委員会、かなりの案件ございますので、時間がかかると思いますが、小池委員長の下、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 よろしくお願いします。

続いて、副市長よりご挨拶をいただきます。

副市長 改めましておはようございます。

本日は総務生活常任委員会、ご参集お疲れさまでございます。

委員長からお話がありましたように大震災から我々も常に危機意識を持って取り組んでまいりたいと思っております。

議長からありましたように、本日は補正含めて予算関係が3件、それから条例については懸案でございます太陽光に係る新規の条例含めて13件、その他2件、計18件とたくさんございます。慎重なるご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申し上げます。令和7年度予算の説明の際は、まず、課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については款及び項まで、歳出については款、項、目までの説明をしてから、新規事業及び前年度比較額の大幅増減等に特に説明が必要なものを説明願います。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

初めに、議案第20号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたし

ます。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第20号をご覧ください。

議案第20号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税1,878万円の減。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金991万8,000円の減。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税2億5,911万円。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1億751万6,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,057万1,000円の減、3目衛生費国庫補助金984万9,000円の減、4目土木費国庫補助金2,132万8,000円、5目教育費国庫補助金1,567万円。

10ページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金3,326万4,000円。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金984万9,000円の減。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金3億3,300万円の減。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金9,063万4,000円。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入101万6,000円。

22款市債、1項市債、4目土木債4,470万円、6目教育債1億1,970万円。

11ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費324万4,000円の減。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,004万9,000円、5目財産管理費206万8,000円の減、6目企画費990万2,000円の減、うち情報系システム管理事業200万6,000円の減。

12ページをお願いいたします。

再生可能エネルギー導入調査事業1,057万1,000円の減になります。13目財政調整基金費1,100万円。

13ページをお願いいたします。

下段になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費2,532万2,000円の減、うち聖苑管理事業668万2,000円、環境活動啓発事業156万円の減。

15ページをお願いいたします。

下段になります。

8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費1,000万円の減。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時08分)

再開(午前10時10分)

委員長 再開します。

消防本部が出席しました。

議案第15号 那珂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

消防本部総務課長 消防本部総務課長の森田です。森田ほか7名が出席しております。

よろしくお願いいたします。

消防本部警防課長 それでは、議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号をご覧ください。

議案第15号 那珂市非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、非常勤消防団員に対する退職報償金は、消防団員等公務災

害補償等共済基金または指定法人が、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令で定める基準に従い、その支給に要する経費を市町村に支払うこととなっております。このたび同政令について、消防団におけるシニア層の活躍を推進する観点から、同基金または指定法人が市町村に支払う、消防団員退職報償金の区分に新たに勤務年数35年以上の区分が追加されるため、これに合わせて本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、次のページをお開きください。

こちらの改正文でご説明いたします。

那珂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に係る条例の一部を改正する。

別表を次のように改める。

別表、退職報償金支給額表に35年以上の区分を追加いたします。

附則につきましては、施行期日は令和7年4月1日から施行。

経過措置としまして、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については従前の例によることを記載してございます。

続きまして、議案書3ページが新旧対照表、続きまして4ページが改正する別表、続きまして5ページが条例の概要の順となっております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第29号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

消防本部総務課長 それでは、資料1ページ、議案第29号をご覧ください。

議案第29号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、地方自治法の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を別紙のとおり変更する。

提案理由としましては、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、構成団体の数を増加し、また、協議会規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を運営協議会と略称して、規約変更内容について説明させていただきます。

資料2ページは、運営協議会規約の一部を変更する規約分となります。また、資料3ページは、同規約変更に伴い、新旧対照表となっております。資料4ページにおきましては、概要表となっております。

運営協議会規約、見出しとして（協議会を構成する市町及び一部事務組合）第2条において、新たに加入する構成団体として、日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合を加えて協議会規約の一部を変更します。

附則としまして、規約の変更については、構成団体全ての議会の承認を必要とすることから、施行日の記載は、この規約は、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して10日を超えない範囲内において、構成団体の長が協議して定める日から施行するとしておりますが、運営協議会のほうでは令和7年4月1日を制定し、準備を進めております。

また、このたびの変更において、鹿島地方事務組合の記載事務が変わっておりますが、これに関しましては、過去に行政事務が変わり、そのまま修正していないため、現行の行政順に合わせております。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 すみません、前、指令センターを見にいったことがあるんですけども、今回、人数が増えるということで、勤務体制なんかは変わるんでしょうか。

消防本部総務課長 お答えします。

運営協議会のほうに、令和7年4月1日から日立市と稲敷地方広域市町村圏事務組合が

加入いたしますので、構成する消防本部、23消防本部になります。市町村的には42市町村の数になります。指令員のほうは令和10年4月1日以降、今お話ししました日立市と稲敷地方広域市町村圏事務組合が指令センターの加入してきますので、指令センターがその時点で増員となります。現時点では、その時点で87名を予定されております。

以上でございます。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（消防本部所管部分）を議題といたします。

歳出、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、2目非常備消防費、3目消防施設費、4目水防費について説明願います。

消防本部総務課長 議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（消防本部所管分）について説明いたします。

主要事業説明書については119ページから123ページまでとなっております。

予算書の132ページをご覧ください。

款、項、目、予算額の順に説明いたします。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費9億6,032万3,000円。こちらは職員人件費が80名となっております。

主な事業として、予算書の134ページをご覧ください。

下段に記載されている常備消防通信管理事業について、県内20の消防本部で共同運営する茨城消防指令センター共同運営負担金として2,424万4,000円を計上しております。この負担金は、内訳として通信規格変更に伴う車両運用端末装置の更新費用452万2,000円が含まれております。

続きまして、予算書136ページをご覧ください。

2目非常備消防費5,036万1,000円、こちらは消防団設置事業及びポンプ操法大会出場事業の2事業となっております。消防団設置事業において、風水害時における消防団活動の安全確保のため、高視認性雨衣410着、541万2,000円を計上しております。

続きまして、予算書の137ページをご覧ください。

3 目消防施設費 1 億65万7,000円、こちらは消防施設管理事業ほか6事業となっております。

同ページ中段になります。

消防本部庁舎改修事業について説明いたします。

主要事業説明書120ページをご覧ください。

緊急時に迅速な消防活動を目的として、消防施設及び設備等の関係を適切に維持管理するため1,456万5,000円を計上しました。事業内容は記載のとおりとなります。

137ページ下段になります。

消防団車両整備事業について説明します。

主要事業説明書122ページをお開きください。

消防団車両整備計画に基づき、第1分団第3部消防ポンプ積載車を更新します。1,933万6,000円を予算計上しております。

続きまして、予算書137ページの下段から138ページ上段になります。

消防団詰所整備事業について説明いたします。

主要事業説明書123ページをお開きください。

緊急時に迅速に消防団活動ができるように環境を整備するため、第3分団第3部詰所移転新築工事として2,747万6,000円を計上しました。概要は記載のとおりとなります。

予算書138ページのほうをお開きください。

4 目水防費43万7,000円。こちらは水防訓練・警戒出場事業に充用となります。水防訓練及び水防施設の管理費を計上しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

渡邊委員 ちょっと3点ほどお聞きしたいんですけども、予算書133ページになります。

常備消防費の中の11役務費、この中に郵送料が入っているんですが、通信運搬費の中の郵送料。これよろしいですか、令和6年度と予算の額が同じなんですけれども、郵送料金、随分上がっているんですが、大丈夫でしょうかというのを確認したかったんです。

消防本部総務課長 前年度と同様の金額になっておりますが、この郵送料に関しては、この金額内で十分賄えます。

渡邊委員 分かりました。

続きまして、同じページの17番、備品購入費。すみません、この内訳をちょっと教えてもらってもよろしいですか。

消防本部総務課長 備品購入費について説明いたします。

この備品購入費に関しては、文書の保管庫及びラックの棚を予算計上しております。

以上となります。

渡邊委員 では、最後なんですけれども、135ページ、常備消防西署管理事業なんですけれども、こちらの役務費の手数料の中に酸素ボンベ耐圧検査というのが今年度計上されているんですが、昨年度はなかったんですけれども、この酸素ボンベというのはいつ購入されたのかなと思ひまして。要は今まであったのであれば、去年は検査の費用が上がっていなかったんで、今年から入っているような形になっているので、いつどうなったのかなというのをちょっと確認したかったんです。

消防本部警防課長 お答えします。

酸素ボンベは救急車の配備のときとかに購入しております。また、以前から使っている酸素ボンベがございまして、そちらの酸素ボンベが3年に一度、耐圧検査がかかりますので、昨年度は耐圧検査のほうがなく、今年が耐圧検査に該当するものがあるということとでございます。

以上でございます。

渡邊委員 分かりました。毎年検査するものかと思っていましたので、3年に一度ということであれば問題ないと思います。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

副委員長 すみません、確認と、あと要望含めて質問したいと思います。

まず138ページ、先ほど説明がありました水防訓練、これ多分、持ち回りで行っていると思いますが、来年度、令和7年度はどこが担当になるのかお伺いいたします。

消防本部警防課長 お答えします。

来年度、令和7年度は日立市が担当となります。那珂市が担当になるのは、令和10年度となります。

以上でございます。

副委員長 そうすると、ちょっと話をさせていただくんですけれども、来年度は日立市が会場ということで、これ水防ですから、河川敷となるかと思ひますね。そうすると、あと令和10年、その後の3年後には那珂市が入ってくるとなると、前回も堤防のところで会場を設営したと思うんですが、できればどこかそういう場所を、水防訓練のときに使える場所を設置してはどうかなと思うんです。毎回会場を造っては解体、造っては解体すると二重、三重の手間がかかってしまうのかなと思ひますので、その辺は検討としてお願いいたします。

その件と、あと人件費というか、人数についてなんですけれども、先日うちにも報告がありました岩手県大船渡市の消火活動、本当にご苦労さまでした。隊員の方、本当に連日連夜ずっと作業にかかっていたと思うんですけれども、これからいつ自然災害が起きるか分かりませんので、そのときに、やはりこの那珂市の消防署員だけでできるか、災

害が起きれば、そういう支援にも行かなきゃならない。そういうときに災害が起きたとなると、やはりその人数、職員の人数が現在のもので足りているのかなというちょっと不安というか心配になるんです。先日も大船渡市に行っている間に火災が3件も続いて1日に起きたとなると、隊員の方も人数の調整も大変なのかなと思いますので。

今後できれば隊員の方の人数も増やしていければなど、ちょっと要望を兼ねてお願いしたいんですけども、その点について、ちょっと副市長にもお願いさせていただくんですが、よろしいでしょうか。

副市長 ありがとうございます。

消防はやっぱり市民の命を守るという意味で非常に大切なものだとは認識しております。

一方で、那珂市の財政状況とか今回の人勧で非常に人件費が上がったというような状況もありますので、全体を見ながら考えていきたいと思っています。

認識は、副委員長と同じように大変重要なものだと思っていますので、そこをしっかりと今後考えた上で対応してまいりたいというふうに考えております。

副委員長 ありがとうございます。

やはり消防というのは市民の生命、財産を守るということで、本当に大変かと思っていますので、その場での人員確保、ぜひ検討をお願いします。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で消防本部所管部分は終了いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時32分）

再開（午前10時34分）

委員長 再開いたします。

財政課及び関係課が出席しました。

議案第30号 建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第30号をご覧ください。

議案第30号 建設工事請負契約の締結についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、菅谷市毛線街路整備事業において、杉地区排水施設整備工事（その2）に係る建設工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでござ

います。

内容としたしましては、契約の目的、那都第2号 杉地区排水施設整備工事（その2）、契約の方法、一般競争入札による契約、契約の金額1億7,369万円。

契約の相手方、茨城県那珂市菅谷5408番地2、平野・滑川特定建設工事共同企業体、共同企業体代表者、株式会社平野産業、代表取締役、平野正栄でございます。

次のページをお願いいたします。

工事概要でございます。

プレキャストカルバート工、延長19メートル、集水ます、マンホール工、2か所、排水工、延長225メートルになります。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

財政課以外は退席をお願いいたします。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時36分）

委員長 再開いたします。

続きまして、議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（財政課所管部分）を議題といたします。

初めに、歳入、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までを説明願います。

財政課長 引き続き財政課になります。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の21ページをお願いいたします。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

2 段目になります。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税6,234万6,000円。

2 款地方譲与税、2 項自動車重量譲与税2 億634万4,000円。

2 款地方譲与税、3 項森林環境譲与税1,116万8,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金626万4,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金4,477万9,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、22ページをお願いいたします。7,208万6,000円。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金1 億2,854万7,000円。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金13億3,133万円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金164万2,000円。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金3,857万1,000円。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金6,414万1,000円。

23ページをお願いいたします。

10 款地方特例交付金、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,000円。

11 款地方交付税、1 項地方交付税44億9,020万円。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金437万6,000円。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳入、13 款分担金及び負担金から14 款使用料及び手数料までを説明願います。

財政課長 それでは、23ページをお願いいたします。

下段になります。

13 款分担金及び負担金、1 項負担金、24ページをお願いいたします。1 億5,695万2,000円。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、25ページをお願いいたします。1 億2,225万4,000円。

14 款使用料及び手数料、2 項手数料3,071万円。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありますか、質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳入、15 款国庫支出金から16 款県支出金まで説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、25ページをお願いいたします。

下段になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、26ページをお願いいたします。29億5,305万円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、28ページをお願いいたします。9億2,057万8,000円。

15款国庫支出金、3項委託金1,731万円。

16款県支出金、1項県負担金、29ページをお願いいたします。11億5,701万2,000円。

16款県支出金、2項県補助金、31ページをお願いいたします。6億7,409万8,000円。

16款県支出金、3項委託金、32ページをお願いいたします。1億6,910万6,000円。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳入、17款財産収入から22款市債まで説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、32ページをお願いいたします。

中段になります。

17款財産収入、1項財産運用収入2,228万5,000円。

17款財産収入、2項財産売払収入150万3,000円。

33ページをお願いいたします。

18款寄付金、1項寄付金1億2,600万2,000円。

19款繰入金、1項繰入金15億9,607万9,000円。

20款繰越金、1項繰越金2億5,000万円。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、34ページをお願いいたします。1,000万1,000円。

21款諸収入、2項市預金利子200万円。

21款諸収入、3項貸付金元利収入1,691万9,000円。

21款諸収入、4項雑入、36ページをお願いいたします。5億4,801万2,000円。

22款市債、1項市債、37ページをお願いいたします。25億2,070万円。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑はありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳出に入ります。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、13目財政調整基金費について説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、45ページをお願いいたします。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費1,379万9,000円、63ページをお願いいたします。13目財政調整基金費5億2,401万6,000円。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質問ありませんか。

渡邊委員 予算書のほうの46ページなんですけれども、財産管理費、財産管理事務費、この中の12委託料なんですけど、除草とか、あとは賃借料、バス借上料と、いろいろ最近物価が上がっているかと思うんですけれども。

財政課長 管財課所管です。

渡邊委員 ごめんね。

財政課長 すみません。

渡邊委員 分かりました。すみません。じゃまた管財課のときに聞きます。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 なければ、次に、11款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子、3目公債諸費、12款諸支出金、2項土地開発基金繰出金、1目土地開発基金繰出金、3項償還金、1目償還金、13款予備費について説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、176ページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費、1目元金19億9,790万2,000円、2目利子6,673万5,000円、177ページをお願いいたします。3目公債諸費1,000円。

12款諸支出金、2項土地開発基金繰出金、1目土地開発基金繰出金1,000円。

178ページをお願いいたします。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金1,000円。

13款予備費、1項予備費、1目予備費3,000万円。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

以上で財政課所管分を終了いたします。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時48分）

委員長 再開いたします。

秘書広聴課が出席しました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（秘書広聴課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費について説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 秘書広聴課長の海野でございます。ほか関係職員4名が出席しております。よろしくをお願いいたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、予算書の42ページ下段の秘書広聴事務費から45ページ中段のシティプロモーション推進事業までの8事業が秘書広報課所管分となっております。併せまして、主要事業説明書の4ページ、5ページが所管事業となっております。

予算書の42ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書広報広聴費でございます。本年度予算額2,737万8,000円、前年度予算額3,074万5,000円、前年度比336万7,000円の減額となっております。減額の大きな理由としましては、単年度事業でございました令和7年1月実施の市制施行20周年記念式典の事業の減によるものでございます。

続きまして、予算書の43ページをご覧ください。

下段の広報事業、主要事業説明書は4ページになります。

前年比で10万2,000円の減となっております。減額の主な理由としましては、広報なかの発行部数の見直しにより減額となったものでございます。

続きまして、予算書の45ページをお開き願います。

中段のシティプロモーション推進事業、主要事業説明書は5ページになります。

前年比で24万4,000円の減額となっております。減額の主な理由としましては、高速道路休憩施設、サービスエリアに掲出をしております市のPRポスターの回数の見直しによって減額となったものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

桑澤委員 主要事業説明書でいくと5ページのシティプロモーション推進事業のところの12番、いい那珂暮らし応援団活動業務というのがあったと思うんですけども、この具体的な中身を教えてもらっていいですか。

秘書広聴課長 まず応援団、こちらにつきましては、那珂市を職員だけでなく、外部の方からも応援していただくということで、当然、職員のほうも応援団には加盟してございます

が、一般の方にも加入をしていただいているところでございます。また、特に最近、こちらとしまして力を入れておりますのは、応援団の中で特に宣伝部というものを設けまして、一般の方にいろいろな発信を市民の目線から、市内のいいところなどを、それぞれの皆さんが感じたところをSNS等で発信をしていただいて、市のPRに貢献をいただいているということが主な事業になってございます。

桑澤委員 私もよくたまにSNSで見かけるんですけども、これは要は那珂市のPRをするわけですよね、外向けに。ほかの市町村でやったり、ほかの県でやったりということですよ。おそらく私見ていて、この宣伝が市内だけにとどまっているんじゃないかなと。見ている人たちが果たして県外の人とか、ほかにもっとターゲットとしているところに届いていないんじゃないかなという気がするんですよ。だから、那珂市内の人に那珂市のことを宣伝してもしようがないという感じがして、見ている人が果たしてどこまでターゲットとしているところに届いているのかというのはちょっと疑問になっているので。どういったところを、もう少し県外だとか、そういうところにアプローチしたいのであれば、この宣伝応援団自体も那珂市の人でいいのかなとか、そういうところまで思ってしまうんですけども。やっぱり違うところから発信してもらわないと届かないんじゃないかなと。今やっている、多分これ那珂市の人ですよ、きっと。

秘書広聴課長 全てが那珂市の方ということではございません。例として申し上げますと、筑西市のご出身の方なども加入いただいております。

桑澤委員 そういった方もいらっしゃるということですけども、もう少し広がるような工夫をしていただければ、もっとこれがいい活用になるんじゃないかな。これ自体はいいやり方だとは思いますが、もう少し届くような工夫をしていただければ、もう少し宣伝効果が上がるんじゃないかなと思います。

以上です。

秘書広聴課長 ご提案ありがとうございます。当然、やはりやるだけでは意味はございませんので、そこにつきましては、委員からもご提案をいただきましたように、我々内部のほうでも、また団員の方からもいろんな意見を頂戴して、こういった形でやるのがさらにPRが広まるかというところは改めてこちらとしても検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

委員長 ほかにありますか。

渡邊委員 主要施策調書の4ページなんですけれども、広報事業。先ほどのご説明の中で印刷の部数の見直しをしたというお話がありました。ちなみに印刷の部数はどのぐらいなのかということと、あと、回覧板等で配布はされていると思うんですけども、その配布の中で、要は抜き取ってもらえない、要は、残として返ってくるような枚数というのは、もしよろしければ、把握しているのであれば教えていただければと思うんですけども。

秘書広聴課長 まず、これまで1万6,500部の発行を継続していたところです。ただ、やはり

世帯数も減であったり、いろいろな要因があるかと思ひまして、改めて精査したところ、令和7年度から1万5,500部ということで、1,000部減らすことで予算のほうを計上させていただきます。まず1,000部減ということでございます。

また、戻ってきた明確な残数というものはちょっと捉え切れてはいないんですけれども、実際に市内の回覧等で、シルバーを経由してになってございますが、配布している分と、あとはそのほかにこちらのほうでそれぞれの公共施設に配架をしている部数とか、そういったものを含めて1万5,000部で残数が残るような形で、1,000部ほど減という形にさせていただきます。

渡邊委員 今回の一般質問の中でもお話があったと思うんですけれども、私も班長やったりなんかするときに、結構、回覧板を回して、ほぼ手元に戻ってくるという状態が非常に多いような気がするんです。紙ベースで見る方は当然いるんですけれども、ほぼ見ない方、あと、もしくは見ただけでもう戻してくれる方というのもあると思います。今回、一般質問の中であったように、電子データみたいなもので配布をして、それを希望する方はそれでしてもらって、希望していない方だけは配布するというにすると、もうちょっと発行部数というのは減らせるでしょうし、いろんな資源的なものでも省資源化も図れる。ただ、果たしてそれがいいかどうかというのはなかなか難しいと思うんですけれども、これはなか広報だけではなくて、議会広報も同じでしょうし、あと市で配布する配布物全てに該当すると思うんですが、この辺をちょっとどこかが旗振りをしていただかないと進まないのかなと思ひまして、ちょっとお話しさせてもらったんですけれども。そういうような手法を取っていろいろな形で発信できるようにして、費用を抑えられる方法があるのであれば、ちょっと一つ検討していただける方法なのかなと思ひまして、ちょっとお話しさせていただきました。

秘書広聴課長 ご意見ありがとうございます。

今、委員のほうからお話いただいた中で、私的にちょっと驚いたというか、そこをですね、私も現在、地元の班長をやっておりまして、20世帯ほどあるんですけれども、実際に皆さん、1部ずつ取ってはいいただいていたところがあったもんですから、逆に取らないで次の方に回してしまうというのは、ほかの地区では結構あるのかなというのがちょっと改めて感じたところでございます。

また、そういったところも踏まえまして、現在こちらのほうで市民アンケートとかでちょっと確認をしたところでは、やはり市の行政情報、こちらの取得の方法の内訳としましては、広報なかから情報をいただいている方、こちらがアンケートの結果では60%ですが、ここのところ50%台ではあったんですが、前回の調査の中では60%台にまた若干ですが、上がったと。また別な形で、SNSであったりホームページ、こちらから取得するという方が31%と、こちらはおおむね同等での水準となっております。

先ほど委員からお話ございましたように、時代に合わせた紙ベースだけではなくてデジ

タル的なもの、こういったものも当然必要かとは承知してございまして、委員の方々もご承知かもしれませんが、ホームページ上から、またはバックナンバーとかで過去のものも広報紙として閲覧することは可能という体制は取っておるところでございます。ただ、やはり今、率直に感じるのは、まだまだ紙ベースで広報紙を楽しみにしている方というのも少なからずいらっしゃるというのも耳にしておりますので、変えどきというのが間もなく近づいてくるのかなというふうには担当でも感じているところであるんですが、やはりここは慎重に判断して調査をしていきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

渡邊委員 ぜひ注視していただきまして、いろいろと検討していただければと思います。

続いてなんですけれども、同じ4ページの中の備品購入費、今回、ミラーレスカメラということで上がっているんですが、昨年も33万7,000円を使ってカメラを購入されていると思うんですよ。これはちょっと、毎年同じように、物は違うとは思いますが、この辺ちょっと教えていただければと思います。

秘書広聴課長 カメラにつきましては、特に広報のほうで主に使っているものでございまして、これまでも台数としましては2台持っていたところとございます。ただ、やはり使う頻度と、または購入してからの年数によりカメラも機械なものですから、故障等がここ数年多くなってきたというのが数年前から出ておりました。いざ使うときに実際に使えなかった、または電源を入れ直してからやっと動いてくれた。また電源を入れ直しても動かなかったというのが、職員のほうで現場に急行したときもそういったところが何度かちょっとありまして、二、三年前からカメラの購入を計画していないというところで、昨年度はまず1台購入させていただいたところです。

もう1台についても、やはり若干故障が出ておりまして、メーカーのほうにも問い合わせたところ、修繕ということで頼みますと、実際の購入費に近いぐらいのものであったり、そのほか型が合わなかったりいろいろな問題がございまして、財政課ともご相談させていただいて、2台同時に買ってしまおうと、壊れる年数が同時に進行してしまいますので、そういったわけで1年ずらして購入してはどうかというアドバイスもいただいたものですから、今年度改めて計上させていただいたところです。

渡邊委員 分かりました。

最近のカメラ、動画撮影等もできるものもありますから、先ほどのプロモーションでもありましたけれども、横手市なんかは結構動画で上げている、面白くやっているのがありますので、せっかくいいカメラ買っていただくので、そういうような使い方もしていただいて、ホームページなどにもとか、SNSで発信していくような形でしていただければ、より面白い、PR効果があるものができるのかと思いますので、併せてこちらをお願いいたします。

以上です。

副委員長 すみません、ちょっと関連で。

新しいカメラを購入することはいいことだと思うんです。今まで使っていた駄目になったカメラ、これどう処分しているんですか。なるべく今いろんなところで買取りじゃなくても業者が増えてきていますね。それで、そういうデジタルカメラってなんか下取りがすごくいいみたいで、中のデータをきちんと抜いておけば別に何の問題もないということで、多分、何十万円もしたカメラならば、その処分をどんなふうにするのか、今までどんなふうにしたのか。もしそれが、ただ何もしていないんなら、そういうのも一つの、お金にすることも必要かなと思いますので、お願いいたします。

シティプロモーション推進室長 ありがとうございます。

カメラですが、今回購入するカメラの前に使っていたものというのは約7年間使っております。毎日のようにかなり使っているという状況もありまして、やはり電池の消耗とか、センサーとか、そういった消耗もあるので、実際、話がありましたように資産価値がどのくらいあるかというのはちょっと私どもも把握はしていません。

ただ、今回1台購入はしますけれども、例えばどうしてもかぶってしまう、需要がかぶってしまうとか、あとは他課のほうにも貸出しとかもしている状況もありまして、どうしてもやっぱり2台では回しているんですけれども、2台以上使うケースとかもありまして、そういったところの予備機として、今現在は使用している状況でございます。

そういうのもあるので、早急にどうこうというのは今ここで判断はできないんですけれども、そういった予備機として使っている状況もありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

副委員長 ということは、使えるのは使えるんですね、実際に。ただ、何か今、電池がとかね、電気が下がるとかそういうことで、使えないわけではないんでしょう、実際に。今いうと、使えないわけじゃないじゃなくて、一応予備のためにそれは残しておくということで、その辺どうなのかな。

秘書広聴課長 ありがとうございます。

実際のところ、先ほど私のほうからご説明させていただいている中にも若干触れましたけれども、突然動かなくなってしまうたり、今ある意味、だましだまし使っているところも正直でございます。本来であれば、やはり血税でございますので、壊れてから入替えというのが本来かなということも一部ある中で、壊れてから購入するまでのいわゆる期間等もでございますので、その間に、やはり本来使わなければならないときに使えなくなってしまうのは元も子もございませんので、そういった意味での、今回2台目になります。

今、委員からお話ありましたように、これまでのものも完全に壊れてしまったわけではございませんので、ある意味、表現は適切ではないかもしれませんが、予備機として緊

急時に備えた対応ということで考えております。ありがとうございます。

副委員長 いや、予備に使うのは、取っておくのはいいと思うんですけども、貸出ししました、撮影してみますといったときにスイッチが入りませんでしたよね。せっかく何か残そうと思って残すわけじゃないんで。もう駄目だと思ったら、逆にそこは切り替えたほうがいいと思うんですよね。それを相手に貸したって失礼になってしまうと思うので。別に買うんじゃないんですよ。駄目なものはもう駄目として処理して、新しいものをきちんと買って、それで作業なりしていただければということを私は言っているだけで。使えるから残せじゃなくて、途中で駄目になったものはもう駄目になると思うんで。それはもうあまり当てにしないほうがいいと思います。

以上です。

秘書広聴課長 ありがとうございます。

委員おっしゃるとおりかと思いますので、そのような形で運用していきます。

また、先ほど委員からもございましたように、売却ですね、こちらについては我々も承知していなかったところでありますので、その辺もちょっと情報を収集して、少なからず無駄にならないように対応したいと思います。ありがとうございます。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 次に、6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費について説明をお願いいたします。

秘書広聴課長 予算書の121ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、4目消費者行政推進費でございます。本年度予算額82万3,000円、前年度予算額86万円、前年度比3万7,000円の減額となっております。消費者行政推進事業の減額の主な理由でございますが、消費者センターには2名の相談員が在籍してございますが、定期的に受講するべき研修、こちらにつきましては、これまで会場での受講ということが一般的にございましたが、コロナ禍を経験しまして、会場だけの受講ではなく、リモート受講も対応できるようになったというところで、受講に係る研修旅費、こちらを一部減額したことによるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で秘書広聴課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

ここで10分間の休憩を取ります。始まりが11時20分といたします。

休憩（午前11時09分）

再開（午前11時20分）

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（政策企画課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、14目諸費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 政策企画課長の金田です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算の政策企画課分についてご説明いたします。

予算書の48ページをお開き願います。なお、主要事業説明書につきましては7ページから11ページまでが政策企画課所管事業でございます。

款、項、目、予算額の順に読み上げさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費5億6,295万3,000円でございます。このうち政策企画課が所管する事業について申し上げます。

まず、48ページ中段、企画事務費39万4,000円、続きまして広域連携事業16万円、続きまして51ページに飛びまして、上から4番目になります。まち・ひと・しごと創生総合戦略管理事業30万2,000円、次のいい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業2,400万円、続きまして、いい那珂暮らし促進事業2,115万1,000円、こちらにつきましては、主要事業説明書7ページの事業となりまして、移住定住を促進するための各施策を進めていくものでございます。

続きまして、52ページにまいりまして、一番下になります。

いい那珂サイクルプロジェクト推進事業195万、こちらは主要事業説明書8ページの事業でございます。自転車活用促進計画に基づく自転車利用環境の整備や利用啓発、サイクルイベントの実施などを進めていくものでございます。

続いて、次のページ、53ページになりまして、いい那珂協力隊推進事業385万円、次のいい那珂パートナー連携事業22万3,000円、次に1つ飛びまして、再生可能エネルギー導入調査事業903万円となっております。

続きまして、64ページをお開き願います。

14目諸費9,441万3,000円でございます。このうち政策企画課の所管事業は65ページをお願いいたします。一番上になります。ふるさと寄付金「ふるさとの便り」事業6,356万4,000円、こちらは主要事業説明書では9ページの事業になりまして、那珂市のふるさと

納税を推進していくための費用となつてございます。

企画費及び諸費の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

桑澤委員 まず、主要事業説明書の7ページですかね、一番最初のいい那珂暮らし促進事業。

こちらの委託料にそれなりにお金がかかっているかと思うんですけども、実際に移住される方というところで、実際、何名か移住の実績はあるかとは思うんですけども、その実績の中で、本当にもともと那珂市に関係のない人、那珂市に全くゆえんのない人というのはどれぐらいいるんですか。大体、那珂市に戻る、出身の方が何か多いのかなと思ったんですけども、その辺どうなんですか。

政策企画課長 答えいたします。

移住の中でも東京圏からの補助金なんかを利用したような方、去年は移住者8名いたということなんですけれども、全く那珂市に縁がない方ばかりではないと思いますけれども、ない方は含まれているというような形になっていると思います。

また、近隣から移住する方はとても多いんですけども、その方が正式にもともと那珂市の出身の方とかは、アンケートなんか取ってはいるんですけども、そこがどこまでが縁なのかとかというのはちょっとはっきりは分からないところがあります。

ただ、委員おっしゃるとおり、那珂市に縁がある方は住みいいということで、そういう形でほかにアパートなんかを借りても戻ってきていただくとか、そういう方が非常に多いんだとは理解しているところです。

桑澤委員 私もこの前、移住定住の方と議員と語ろう会をやったときに、来られた方はほぼ那珂市出身の、もともと那珂市にいて、東京都で仕事をして帰ってくるというので移住されてきたという方が多かったので。そうすると、あまりこのというか、今一生懸命やっている事業があまり効果的なお金の使い方になっていないんじゃないかなと思っていて、もともと那珂市出身の方は那珂市のよさ知っているし、帰ってくる理由というのも大体分かるんですけども。本来ならば、そういった方はもちろん大事ですけども、それ以外のこういったプロモーション活動でお金を使っていくのであれば、もう少しあまり那珂市のことを初めて知って、那珂市いいなあと思ってきてくれる方というのが今後増えていくというのがいいのかなと思って、もしこの辺の中身がもう少しよくなればなという気はするんですけども、そこがちょっと疑問に思ったので、ちょっとお聞きしました。

委員長 質問ですか。

桑澤委員 意見だけです。大丈夫です。

委員長 ほかにありますか。

渡邊委員 予算書53ページの再生可能エネルギー導入調査事業なんですけれども、先にこの中身をちょっと教えてもらっていいですか。

政策企画課長 こちらにつきましては、国のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業、こちらの補助金を活用しまして、ゼロカーボン、そういったものを目指す上で重要な位置づけになる再生可能エネルギーの利活用を進めていくという事業になっています。具体的には、来年度の事業としましては、図書館、中央公民館のF S調査、可能性調査の実施と、小中学生などを対象としました理解促進を図るような体験会、講習会、そういった事業を予定しているところでございます。

渡邊委員 すみません、このそもそも論なんですけれども、これは政策企画課が担当するような内容なんですか。何か環境課がやるのがいいのかなというふうにも聞こえてしまうんですけれども。というのは、こういう環境調査は大事なんですけれども、むしろ政策企画課には政策企画課本来の仕事がやるべきなのかなと思うんですよ。要は市のかじ取りをするところですから。むしろこれは政策企画課ではなくて環境課のほうがいいではないのかなとちょっと感覚的に思ってしまった部分です。

これと関連するんですけれども、あとふるさと納税なども、これは本来政策企画課がやるべきなのかなというのもちょうと疑問に思っているところで。何かちょっとこの辺は政策企画課に言うべき問題ではないとは思うんですけれども、組織として考え直すのも必要なのかなとちょっと思いましたので、意見としてさせていただきました。

あともう一つなんですけれども、52ページのテレワーク・サテライトオフィス調査というのが毎年のように上がっているとは思いますが、成果ってどのようになっているのかちょっと教えてもらっていいですか。

政策企画課長 こちらにつきましては、サテライトオフィス誘致事業としましては、ノウハウを持った民間企業に委託しまして、そういった進出検討企業とのマッチングというのを行っている形です。過去には農業分野で、衛星データを活用した農作物の生育評価システムを用いたスマートメディアの推進というようなものと、ふるさと納税におけるECサイト運営委託をする企業との寄付額増加に寄与する返礼品の調査やポータルサイトの分析などの市場調査、今年度につきましては、女性を対象としまして、LINEを活用してマーケティングをするような、副業なんかができるような、そういったものを足がかりにというような実証実験、業務の実証実験を行ってきているというような形になってございます。

渡邊委員 ぜひ成果につなげていただきたいなと思いますので、また引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

桑澤委員 すみません、もう一点だけ、ごめんなさい。

主要事業の9ページ、ふるさと納税の件ですけれども、今回、一般質問でお願いしたさとふる、追加いただいて、四大サイトがそろったというところをお聞きしました。ありがとうございます。

入れたことで、何か今年度ちょっと昨年より盛り返している気がするんですけども、それは気のせいですか。それ以外の要素があるか。金額が増えてきている気があるんですけども、それはお米が売れているとかそういったものも聞いておりますけれども、ちょっとこのサイトを入れたことによる効果というのは、まだなのか、これからなのか、その辺を。

政策企画課長 お答えいたします。

さとふる、四大ポータルサイトと言われているさとふるにつきましては、実際来年度からで今その準備を進めているところでございます。

さとふるは、どうしても今までのポータルサイトとちょっと仕組みが違うところがありまして、事業者の負担もちょっと要る、こちらの負担が出るところもあるので、そこを今、取り組んでいるところです。なので、最初から大きくというよりは、そこをスモールスタートみたいな形で始まらざるを得ないのかなとは思っています。

さとふるとしても、全体の市場では3割弱ぐらいのシェアがあるとは言われているので、これ事業者が言っているで、公のデータとしてはなかなかないところがあるんですけども、そういったところは当然期待しているので、そういったところの新しい方に訴えかけることができるんだとは思っています。

あと、今年はさとふるの納税額としてはちょっと、2年連続落ち込んできたところですけども、ちょっと中間支援業者を変えまして、見せ方とか、あとは検索対応とか、そういったものに少し力を入れまして、下落傾向に歯止めはかかったような形にはなっています。ただ、これからも課題はかなり多くあると思いますので、引き続き取り組んでいきたいというところでございます。

桑澤委員 何かやっぱりね、少しでも成果が上がってくるといいですね。今年度、特にお米が売れているというのがあって、増えるんじゃないかという話は聞きましたけれども、そういったことも含めて、増えればいいとは思っていますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

委員長 ほかにありませんか。

萩谷委員 51ページなんですけど、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業ということなんですけど、これ2,400万計上しているわけですけども、やっぱり申請を受けて助成するんですよね、当然。どれくらいの件数がこれはあるんですか。

政策企画課長 昨年でいいますと、全体として市内の方の定住と市外からの転入があるんですが、昨年ですと195件、こちら資料としまして、主要事業説明書に書いてございますが…、失礼いたしました。申請率は、出していないですかね。子育て世帯じゃないと、こちら新築して、あとローンを組むとか、そういった条件があるので、その世帯の何%かというのをちょっと測るのは難しいところがあるんですけども、建築確認、そういっ

たもので比べると、申請率は67%、家を建てた方の67%が申請しているというような形なので、対象となる方はもうほとんど申請されている。周知のほうも漏れなく、段階として、忘れないようにというのも含めまして、転入したときとか、税務調査に入ったときとか、そういったときにお声がけはしているので、必要な方は申請されていると理解しています。

萩谷委員 それで、件数等はね、これ年々増えてきているのか、それとも横ばいなのか。

政策企画課長 件数につきましては、去年はとても多かった形になっています。やっぱり那珂市の社会動態なんかも少し波のある形はございます。コロナの時期はちょっと落ち込んで、その反動が来ているとか、いろんな事情があるのかと思うんですけども、今年につきましては、去年と比べると、去年非常に多かったんですけども、ちょっと少ない形になっています。全国の注文住宅の着工件数自体も、ちょっと日本全体で金利が上がったりとか、物価が上がったり、人件費が上がったりするという影響があるのか、ちょっと落ち込んでいるという影響もあるのか、今年はちょっと少なめな感じです。まだ3月までは申請を受け付けますので、まだちょっと数字としては途中経過になっていますが、そういう傾向にある形になっています。

萩谷委員 金額なんかの問題もあると思うんですが、金額は足りてます、幾らでしたか、30万円でしたっけ。

（「10と20」と呼ぶ声あり）

萩谷委員 10万円と20万円か、30万円ではないか。金額によっても、多分、じゃ那珂市へ来てもいいよと、市外からの人が。とかあるのかなとは思いますが、これを少しアップして、それで市外の転入者を増やすという考えはあるんですか、どうですか。

政策企画課長 こちらの住宅取得助成も実はいろいろそういったところは考えて検討はしているところでございます。ただ、金額を上げれば単純に増えるかというのと、そうではない部分もあると思います。ただ、何もないと、何もない、ウエルカムしてくれない市なんだというのは当然あると思うんです。そういったところを踏まえて、現在の形が一応、市として今、ベターかなというような判断でこの事業を続けているというような形になってございます。

萩谷委員 何もやらないで来るのが一番理想なんだけれどもね、那珂市の魅力で。言葉は悪いけれども、お金で人をつるって感じですけども、いいほういけばいいかなと思います。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

副委員長 私は予算書52ページ一番下、いい那珂サイクルプロジェクト推進事業、毎年ちょっとお伺いしているんですけども、この事業について、主要事業説明書の中の8ページの中に委託料ということで、デジタルスタンプラリーとかそういう事業を継続してい

るんでしょうけれども、どういふことをやるのかなというのと、この事業に対して、那珂市民の方の参加人数がどれぐらい参加しているのか、ちょっと確認させていただければと思います。

政策企画課長 まずデジタルスタンプラリーですが、こちら来年度もＪＲ東日本とタイアップしまして、今年もそういった那珂市の各名所を回っていただいた方、デジタルでスタンプを押すような形で、達成したような方たちに少しおもてなしの品を贈るような事業となっております。

また、市民の参加の割合なんですが、デジタルスタンプラリーはちょっと把握ができていないところがございます。ただ、今年度の実績でいいますと、例えばいばチャリ i n 那珂、こちらは L u c k y F M との共催の形をやってございますが、こちらは 131 人の参加のうち、市民は 15 人と、一番多い自治体は水戸市の 17 人ではあったので、順番としては 2 番目ぐらいなんで、まあまあ参加されて、市内の方はあると思います、割合としては。

また、ハーフセンチュリーいばらきサイクリング大会につきましては、全体の参加者がこちら 85 人、うち市民は 7 人ですかね。こちら自治体の順位とすれば 2 番目ぐらいにはなっている形なので。よそからたくさん来ていただくというのも大きな目的ではございますので、ただ、市民の方も参加できるようだったら参加していただいているというような状況かと理解してございます。

副委員長 せっかくこれ一般財源まで使ってやる事業ですから、少しでも市民にも参加してもらえるようにもっと P R かなんか考えたほうがいいのかな。ほかの市の参加から次 2 番目とかじゃなくて、やはり市民にもっと理解してもらえるようにというかね、参加をしていただくようなことを考えていったほうがいいのかなと思うんですね。ほかから来るのもいいことなんですけれども、その方が、じゃ那珂市にどれだけ落としてくれるとか、魅力を感じてもらえるかということをやはり考えていかなきゃならないかなと思います。

あと、毎年サイクルサポートステーション、今回も 14 万 8,000 円の予算が上がっていますが、すけれども、この中の内容を見ると、空気入れとか。でも、これ新しいあれですかね、ステーションのところに置くものなのか、それとも古くなってきたから新しく切り替えるということなのか、ちょっとその辺も確認したいです。

政策企画課長 お答えいたします。

ちょっと先ほどの委託料の話ですけれども、あちらは地方創生の交付金のほうも活用して実施しているものでございます。ただ、委員がおっしゃるとおり、市民にもできる限り参加していただけるよう、そちらの周知についてはこれからも努めさせていただきたいと思っているところでございます。

続きまして、サイクルサポートステーションのほうですが、こちらは新規の設置と更新

の分も入ってございます。こちらにつきましては、昨年度と比べると、どうしてもお店がちっと閉店したりして、1か所なくなっただけですけども、新しくまた1か所設置できたということになっています。計画としては位置づけているところはあるんですけども、ただ、地域地域にある程度あるのが望ましいというところもあるので、そういったものを踏まえて設置も考えていきたい。やみくもにたくさん作ればいいということではないとは思ってございます。

副委員長 ちょっと提案させてもらいますけれども、このステーションを、空気入れなんかは例えば通学路、学生がふだん通学していたときにパンクしたりとか、何か空気抜けちゃったときに、そういうのぼりかなんかがあって、そういうときにはいつでも声かけてくださいよ、うちの場所で入れていったらとか、そういうふうな声かけやすいようなことをやってくれると、もっといいのかなと、身近に感じるのかなと思うので。これはすぐ検討してもらえればと。実際やっていけばそれでいいと思うんですけども。お願いいたします。

委員長 ほかにありますか。ありませんね。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、5項総務調査費、1目統計調査総務費、2目各種統計調査費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 続きまして、73ページをお開き願います。

中ほどになります。

2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査総務費838万7,000円でございます。こちらは職員人件費や統計調査に係る事務費や那珂市統計調査員会の補助金等でございます。

続きまして、その下、2目各種統計調査費2,444万1,000円でございます。学校基本調査費、常住人口調査費をはじめとする各種統計調査に係る費用でございます。

74ページをお願いいたします。

2番目になります。

国勢調査費2,430万6,000円、こちらは主要事業説明書では10ページになります。各種統計調査費が前年比1,858万9,000円増と大きくなっているのは、こちらの国勢調査の実施によるものでございます。

統計調査費の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 次に、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費について説明をお願いいたします。

政策企画課長 続きまして、116ページをお開き願います。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費4億8,302万3,000円でございます。このうち政策企画課の所管事業は中ほどの企業立地促進事業574万9,000円でございます。主要

事業説明書では11ページになります。市内への企業立地に向けた需要調査や企業立地を促進するための優遇制度として雇用に対し奨励補助金を支給する費用などでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありますか。

渡邊委員 すみません、ちょっとお聞きしたいんですけれども、委託料を使って立地企業等需要調査を行っていると思います。例年行っているのかなと思うんですが、那珂市はなかなか企業が進出してもらえていないと感じているところです。これについて、これで調査している中で、ある程度の原因というのを把握されているのかどうかちょっと教えてもらってよろしいですか。

政策企画課長 答えいたします。

原因というか、一般論になってしまうのかもしれないんですけれども、どうしてもやはり茨城県で見ましても、県南、県西、圏央道とか、そういった沿線沿いにそれなりに安価な工業用地が供給されているところがあると思います。そういったところと比較してしまいますと、例えば新たに造成するとなると、やっぱりそれなりのコストをかけると、ちょっとなかなか難しい面があると。県北、県央じゃないとというような企業がやはりないと厳しい面があるのかなと感じているところはございます。

渡邊委員 なかなか立地的な問題もあると思います。あと、那珂市自体に、大きい企業、工場のような企業のほうがいいよというのであれば、それ以外にこちらに進出を思わせるようなものがあるのかということになってくると思うんですよね。例えばこの間、モノタロウでしたか、水戸市に大きい流通システムの倉庫を造るという話もありましたんで。県南、県西だけが全てではないようなところもありますので、せっかく調査していくのでありますから、少しでも那珂市のほうに導けるような何か材料を探してもらって、それに必要な事業である程度やって賄えるのであれば、その辺をちょっと調査してもらって、率先して整備をして、受け入れられるような、企業の進出を促せるような施策を取っていただければと思いますので、なかなか大変だとは思いますが、引き続きぜひよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

以上で政策企画課所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時48分）

再開（午前11時49分）

委員長 再開いたします。

総務課と瓜連支所が出席しました。

議案第2号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は関連があるため、一括して議題といたします。

執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか4名が出席しております。また、瓜連支所長ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第2号 那珂市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

本来であれば、それぞれ議案書にてご説明するところでございますけれども、説明資料、議案第2号、第6号、第8号、こちらにまとめておりますので、こちらでご説明させていただきます。

令和6年人事院勧告、給与制度のアップデートに関する条例制定についてでございます。まず、1の経緯でございます。

令和6年人事院勧告については、令和6年8月に内閣及び国会に対して勧告されたところで、本市では12月議会に施行日に遡及して適用するとされた令和6年度の給与改定及び賞与の月数増等について対応したところでございます。このたび給与制度のアップデートに関して、勧告に準じて内容を実現するべく、関係条例について一部改正を行うものでございます。

2の目的です。

議案第6号として、那珂市職員の給与に関する条例、議案第2号として、那珂市一般職の任期付職員の採用に関する条例、議案第8号として、那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の3条例を改正するものとなります。

説明につきましては、順番が逆となりますが、全ての改正項目を含む議案第6号の那珂市職員の給与に関する条例を基に説明をさせていただきます。

3の改正概要です。

本年度の人事院勧告の給与制度のアップデートの内容について、簡単に説明をさせていただきます。

人事院では、人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換する目的で、記載の6つの観点で給与制度のアップデートを行うことを勧告しております。

①若年層給与水準の競争力向上、②職務・職責遵守の処遇、③能力・実績の適切な反映、

④地域民間給与水準反映、⑤採用・移動によるニーズへの対応、⑥環境変化への対応で
ございます。

これらの観点を受け、所要の制度改正を図ってまいります。

まず、月例給でございます。

改正のイメージにありますとおり、初号近辺の号給をカットすることにより、各級の初
号の額を引き上げ、経験者採用時の給与を改善しようとするものでございます。

吹き出しの例のように、行政職給料表の3級では、初号の4号給をカットし、改正前の
5号給が新しい1号給となります。これにより経験者採用において各級の初号が引き上
がるため、経験者採用時の給与の改善が期待できます。

2ページをお願いします。

続いて2つ目の地域手当の改訂です。

国と同様に級地区分を7級地から5級地に再編し、支給割合についても従前3%から
20%までの間だったところ、4%から20%までの間で4%刻みの割合に見直しすると
もに、都道府県単位を指定の基本といたします。また、激変緩和のため経過措置を講じ
るものでございます。

なお、本市においては、従前3%の支給地域がありましたが、令和7年度は経過措置に
より引き続き3%の支給地域で、令和8年度からは4%の支給地域となります。

続いて、3つ目の扶養手当の見直しです。

人事院勧告においては、民間企業の同様の手当の支給実態や女性の社会進出の進展等か
ら、配偶者に係る扶養手当を廃止し、その原資として、子に係る手当を引き上げる勧告
を行っております。また、激変緩和のため、令和7年度においては経過措置を講じ、令
和8年度から本格実施することとしております。

本市でも表のとおり、配偶者に係る扶養手当を現行月額6,500円のところ、令和7年度
は月額3,000円に、令和8年度以降は廃止し、子に係る扶養手当については現行1人当
たり月額1万円のところ、令和7年度は月額1万1,500円にします。令和8年度以降は月額
1万3,000円と改正します。

なお、高校生以降のいわゆる特定期間中については1人当たり5,000円の加算は変わり
ません。

続きまして、4つ目の管理職員特別勤務手当の支給対象拡大です。

勤務実態に応じ適正な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る支給対象時間を従前の
午前零時から午前5時までの間から、午後10時から午前5時までの間に拡大をいたしま
す。

最後に、通勤手当の支給上限の拡大です。

本市では対象者は存在しませんが、通勤手当の支給上限額を一月当たり5万5,000円か
ら15万円に引き上げるものでございます。本市における主な交通手段である自動車を使

用した場合、最大片道60キロメートル以上の月額3万1,600円が最大となりますので、交通機関等の定期券利用者や交通機関と自動車等との併用者に限られる措置となります。

これらの改正内容を議案ごとに申しますと、（１）の議案第６号、給与条例関係では、給与制度のアップデートに基づき、アからオまでの先ほどご説明した内容について改正を行います。（２）の議案第２号、任期付職員条例関係では、正規職員との権衡、釣合いとの観点から、給料の最低水準の引き上げを行います。（３）の議案第８号、会計年度任用職員給与条例関係については、正規職員との権衡、釣合いの観点から、パートタイム会計年度任用職員の地域手当相当分の加算を改正いたします。

なお、施行日はいずれも令和７年４月１日となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

採決の前に、委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの議案３件につきましては関連するものでありますので、３件を一括して採決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしとのことですので、これより議案第２号、議案第６号、議案第８号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、議案第２号、議案第６号、議案第８号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩してお昼といたします。

再開を１時といたします。

休憩（午後12時00分）

再開（午後１時00分）

委員長 再開いたします。

請願第１号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書採択を求

める請願及び請願第2号 選択的夫婦別姓制度を導入せず、旧姓の通称使用の法制化を求める意見書採択を求める請願の2件については、同じ方から提出されているため、一括して議題といたします。

時間の都合上、請願の朗読は割愛させていただきます。

この件については、紹介議員の原田議員より内容説明の申出がありましたので、ご説明をいただいた後、内容について審査を行う形といたします。

それでは、請願第1号の内容説明をお願いいたします。説明については簡潔に5分程度をお願いいたします。

原田議員 本日はありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

紙面のほうは皆様読んでいただければと思うんですけども、まずこのインボイス制度の廃止を求める意見書ということで、そもそもこのインボイス制度自体がなかなか分かりづらい制度となっておりますので、そこをちょっと簡単に説明してから訴えてまいりたいと思います。

まず、消費税という税金がありますけれども、これは事業者が負担する税金となっております。消費税の計算方法なんですけど、事業をする際に収益と経費というものがあると思うんですけども、その経費もさらに分かれておりまして、非課税仕入れと課税仕入れというふうに分かれております。この収益の部分と非課税仕入れ、非課税仕入れという主に入件費などがイメージしやすいかなと思うんですけども、この収益と非課税仕入れ合わせたものに110分の10を掛けたものが消費税として、事業者が国に対して納入するものとなっております。

それで、このインボイス制度といいますのは、年間売上額1,000万円以下の事業者は免税事業者として、この消費税を納入しなくてよいというふうに免税されていたわけなんですけれども、それに対して課税事業者というのは年間の売上額が1,000万円より大きい事業者で、消費税納入の義務があったというところであります。それでこの課税事業者が免税事業者から何か商品とかそういったものを仕入れるときに、この仕入れた分のお金というのが、これまでは課税仕入れのほうに入っていたので、消費税から控除されていたんです。それがこのインボイス制度が始まってからは、免税事業者から仕入れたものというのは非課税仕入れのほうに入ってしまうので、それによって消費税が増額されるという形になっているのがこのインボイス制度であります。

これによって不利益として発生するのは、課税事業者にとっても、1,000万円よりも大きい売上げを上げている課税事業者の税負担が増えるということがまず1点上げられると思うんですけども、そうなりますと、課税事業者としては、免税事業者と取引をしたくなるわけですね。そうなったときに課税事業者から免税事業者に対してインボイス登録してくれということになったら、要するにこの免税事業者が今度、消費税を負担しなければならないという形になってしまいます。

また、そのインボイスの登録するしないは、免税事業者のほうで選択することはできるんですけども、ここで登録しないとなくなってしまいますと、取引排除という形で、今まで続いていた取引をやめられてしまうといった問題が起きております。

実際に具体的な話でいきますと、これは聞いた話なんですけれども、美容室を営んでいる方がおまして、この美容室は年間1,000万円以上の売上げがあった課税事業者のわけですが、ただ、そこで雇っているスタッフの方というのはフリーランスの方であったり、そういう方々がいて、その方々は当然1,000万円以上の売上げは上げていないので、免税事業者というふうにカウントされるんです。そうなりますと、この人たちを雇うお金というのが、今度これ消費税の対象になってしまいまして、そこを経営者の方が従業員のの方にどれだけ説明しても、なかなか理解してもらえないと。それによって、人間関係にも悪影響を及ぼしてしまうなど、そういった問題も上がってきております。

それで、実際の2024年のこれは東京商工リサーチというところでの調べによりますと、全国の企業倒産が11年ぶりに1万件を超えまして、1万6件が1年間に倒産したということになっておりまして、非常にこのインボイス制度、中小企業を圧迫する、苦しめる制度となっておりますので、国においてはこの中小企業、小規模事業者を守るため、そしてやっぱり国民の生活、今、国民も非常に経済面で厳しくなっておりますので、そこを守るためにこのインボイス制度を廃止するということを国に要望したいなと思っております。

以上です。

委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対して質疑ございますか。

渡邊委員 すみません、ちょっと私知識がなくて申し訳ないんですけども、例えばの話で今、原田議員のほうからお話があったんですけども、美容室、仮に1,000万円未満の美容室、要は免税業者なわけですよ。そこに来ているお客さんは、カットなりなんなりしてもらって、消費税は払わなくていいという解釈でいいんですか。ちょっと教えてもらっているんですか。

原田議員 この消費税の考え方がそもそもというところがあるんですけども、消費税というのは事業者が利益と非課税仕入れ掛ける110分の10というふうな計算で、それを国に納めるということになっておりまして、消費者が支払うものではないということなんです。

でも、スーパーとかで買物をしますと、レシートに消費税プラス10%と書いてありますけれども、でも、あれって結局は商品の値打ちであって、それでいいましたら、その支払っているお金の中から本当は法人税とかも支払われているわけですので、その内訳に法人税何%とかも入っているはずなんです。だから、そもそも消費税は預り金ではなくて、事業者が、その事業の利益と非課税仕入れの金額、その割合に応じて支払っているものとなりますので、ですので、レシートの書き方が僕はよくないなと思うん

ですけれども。

渡邊委員 すみません、そこではなくて、ちょっと論点が違う。事業者に対して消費者が、物でもいいですし、さっきの例えばの話だと、サービスの提供を受けて、その対価としてかかった価格に消費税を上乗せしてお金を支払っているのと違うんですたっけ、私たちは。それを、もらったやつを、その人が右ポケットに入れちゃうわけにいかないですよ、まずね。消費税として預かっているんだとすれば。じゃそれは納税するのじゃないのかなと私は単純に思うんですよ、まずね。じゃそれを、その人たちは免税業者だからといって、税金を納めなくてもいい。じゃそのお金はどこへ行っちゃうんですかというのを私は聞いているんです。それをちょっと教えてくださいと、答えていただければいいんですけれども。

原田議員 消費税は消費者が払うものではないというところが根本的なところでありまして、我々が支払っている金額というのは、結局はサービスであったり、そういったものに対する対価を支払っているだけであって、ですので、例えば我々が110円、10%ですから、100円のものを買って110円支払いますよね。そうすると10円が消費税というふうになると思うんですけれども、それを受け取った事業者というのは、これは1,000万円より多い売上げの事業者であっても、10円を消費税として支払っているわけではないということなんですよね。その額は、そういう計算ではなくて、利益プラス非課税所得に掛ける110分の10という計算で出されるので。

渡邊委員 ごめんなさい、ちょっと私が勘違いしているかもしれないんですけれども、例えば消費者が100円のものを買って10円の消費税分を合わせて110円を支払いました。いいんですよ、まずね。それをお店に払いました。お店は、その110円のものをもって100円の価格のものを例えば80円で仕入れていますよ。その20円分の差額が発生しますよね、価格に対してね。そうすると、それに対する消費税も20円違うんだから、2円分の差額が発生するわけですね、もらった消費税と払った消費税の差で。違うんですか。その差額分を消費税の額としてその事業者は納めていると違うんですたっけ。

原田議員 今のでいきますと、110円支払って原価が80円だったということですよ。

渡邊委員 消費者が100円のものを買いました。これは当然消費税って内税じゃなくて外税課税なわけですから、10円分を上乗せして払うわけですよ。今度その事業所は110円もらいました、100円の対価と10円の消費税をもらいました。その人は80円で仕入れているわけだとすれば、その人は8円の消費税をその前の問屋に払っているわけですよ。その差額分を課税業者は納めているんじゃないでしたっけ、消費税として。ルールがちょっとごめんね、私もよく分からないでしゃべっているんですけれども、そこをちょっと教えてもらっていいですか。

原田議員 80円で仕入れたものということですよ。それで、消費者が110円で買ったということですよ、10円を消費税で出してと。ちょっとそこだけで見ていいですか。その

さらに1個前の業者ということをして1回ちょっと置いておいてで。

渡邊委員 まあいいけれども。

原田議員 そうすると、110円で売れて80円で仕入れたとなると、ここの利益は30円になるわけなんですよ。その30円と、あと事業をやっているわけですから、人件費とかそういったものも支払っているんで、それを合わせたやつを掛ける110分の10で消費税というのは計算されているんですよ。その分を納入するという形になっています。

渡邊委員 すみません、確かにね、複雑なのかもしれないですけども、イメージとしてしゃべらせてもらおうと、価格の仕入れと販売の格差について消費税の額が違うんですよ、そうでしょう。率は同じだけれども、80円で仕入れていけば、その人は80円に対する10%を払っているわけでしょう。それが前の買うときに払っている人に払っているお金ですね。80円に8円の消費税を加えて払っているわけでしょう。その人が、転売という言い方をするかどうか分からないですけども、次のお客さんに売るときには、100円の価格で自分のところで20円の差益を取ってさらにやっているから、100円に消費税で110円もらっているわけだよね。そうすると、消費税分として2円の差が出てくるわけじゃないですか、まずね。品物だけで考えてね、人件費やなんか入れると分からなくなっちゃうから。その2円分を納税者として、それを消費税として払っているんじゃないでしたっけ、イメージとして、違うの。それが例えば普通の課税業者はそうやって払っています。じゃ非課税業者がそれをやった場合というのは、課税業者から買っていれば税金を払わなきゃならない。でも、非課税業者だから、変な話、納税の義務はないよ。そうすると、その差額分の消費税というのはどこへ行っちゃうんですかというのを聞いているんです。

萩谷委員 ちょっとね、今ややこしくなっていますけれども、私は単純に考えて、売上げ、仕入れ、引いて、仕入れもあります、あと給料、引いたですね。例えば100万円売り上げた。仕入れは半分で50万円だと。給料は例えば20万円払ったと。そうすると残り30万円になりましたよね。それに対して消費税100分の10を掛けるということですね、でしょう、多分。

原田議員 今のやつでいいますと、100万円売上げありました。仕入れが50万円ありました。人件費20万円ありましたとなりますと、30万円ありますよね、利益30万円ですよ。これに人件費20万円をプラスして、この50万円に掛ける110分の10で消費税ってなるんですよ。

萩谷委員 そうすると、給料は入らないということですか。

原田議員 給料は控除されないということです。法人税は利益にだけかかるんですけども、消費税は利益プラス人件費にもかかるんです。

萩谷委員 消費税は人件費もかかる。そうすると今のは50万円に対して100分の10ということですか。

原田議員 先ほどの渡邊委員の質問の答えになるかちょっと分からないんですけども、消費税って、そもそも消費者が払うものではないというものなんですよ。僕は保険の営業マンをやっていたときもあるんですけども、そのときも1,000万円以上の売上げがある営業マンは消費税を納めていましたし、それ以下の人は納めないというふうになってまして、事業者が支払うのが消費税というところがまず大前提としてありまして、消費税の話になっちゃいますけれども。それが増えちゃうのがインボイス制度ということなんですよ。結構説明難しいんですけども。

桑澤委員 ちょっと渡邊委員の話とかぶりますけれども、業者的には、消費者はさっき負担しないというけれども、消費者ってお金出していますよね。100円のものを買うのに110円を実際出すわけですから。消費者の人は10%負担していると。今までの非課税業者というのは、その納めるものが免除されていて、実質的にですよ、100円のを110円で、その非課税業者は利益として入れられていたわけですよ、実質的に。納めなくてよかったんですから。だから、それを業者が今困っているということをおっしゃっているわけですよ。

原田議員 それも一つです。

桑澤委員 というのは、そもそもですけども、納めなきゃいけない税金を免除されていて、今度からちゃんと払いましょうねと言っているわけですよ。このインボイス制度というのは、基本的には消費税の物すごく複雑な計算方法を分かりやすく、事業者に分かりやすくするための制度で、しっかりと納税する仕組みでもあると思うんです。世界的にも日本だけです、これインボイス制度をやっていないのが。世界各国、インボイス制度はもうほぼほぼ主要国はやっていて、アメリカは消費税がないからやっていないですけども、世界各国、ヨーロッパ含めて全部やっていて、初めてようやく日本がこのインボイス制度の仲間に入ったという歴史があると思うんですよ。

だから、その制度自体が、本来、今もうグローバルスタンダードで、遅れていたというだけ。過度にですよ、過度にそういう中小、かなり零細企業になるかと思えますけれどもね。そういったところを保護してきた部分もあると思うんですよ。倒産件数多いと言いますけれども、本来この10%の消費税預かり分が払えない業者、これがビジネスモデルとして存続できるか、存続していいのか。それが日本の経済のためになるのかというところまで考えて、かえってそこが要するに何ていうんですかね、生き延びさせるというか、そこに過度に税金を投入してきた歴史があって、それが国力を弱めていったという事実もあるんで、そこは、ここの背景も含めて、何でこれが導入されたかというのも考えていく必要が、国全体としてはあるのかなと僕は思うんです。そこに関してはどうですか。

原田議員 このインボイス制度の解釈の違いといいますか、というところもあると思うんですけども、確かにおっしゃるとおり、インボイス制度によって救われていた方たちとい

うのはいらっしゃるんですよ。それは例えば駆け出しのクリエイターだとか、ミュージシャンだとか。そういった方々にとっては、いい作品をつくって企業が購入してもらうというときに、免税事業者であるから企業は購入してくれていたわけなんですよね。ただ、インボイス制度が始まると、この企業とかがこれいいなと思って購入しようとしても、この購入したお金に税金が、消費税がかかってしまうんです。だから、やりづらくなると。そういった意味で、この若い芽を潰すというデメリットもインボイス制度にはあるなというふうに思っております。

後半のほうにおっしゃっていたインボイスがなかったから日本経済が悪くなってきたという話なんですけれども、僕はそれは逆だなと思っておりまして、やっぱり日本を支えてきたのって中小企業が支えてきたわけですよ。それは確かに利益を上げるのがうまくなかったりとか、そういうもがあったかと思うんですけれども、そういうところが、小さい町工場とかが非常に優れた技術とかをつくってきたというところがあるんですよ。そこを潰してしまうというのは、逆に僕は国力の低下につながるなというふうに思いますし、中小企業を守るべきだと。

桑澤委員 それはそうなんです、中小企業全体は大事なんです。大事なんですけれども、僕が言っているのは、課税業者って、この1,000万円以下の零細企業ですよ。そういったところのたった10%が払えないで潰れてしまうような事業者のことを言っているんです。なので、中小企業というのはもちろん1,000万円以上の課税業者さんたくさんいて、そのかなり中心的な中小企業は大事にしてあげなきゃいけない。だけれども、過度にそうやって税金を投入しなければ生きていけない零細企業をやっぱり新陳代謝させていかないと経済は強くないんですよ。なので、そこを言っているだけです。中小企業は大事です。だから、そこは大事だと思うんですけれども。

なので、先ほどフリーターじゃなくてフリーランスの方。フリーランスの方も、もちろんそれでも自分たちが何か売るときは消費税取るんでしょう。何かその逆だけを丁寧に言っているような気がするんですよ。だって、自分たちが納めるのは納めたくない。でも、売るものは10%取りますっていうのは不公平ですよ。だから、そこに対してはちゃんと整理しましょうというのがこの制度であると思うので。逆にフリーランスこそこういう制度にちゃんと10%払えるような業者を今からつくっていく必要があるのかなと僕は思います。

原田議員 例えばこの免税事業者に含まれる人たちってどういう人なのかというと、農家であるとかタクシードライバーであるとか、そういった方たちの個人でやっている方で1,000万円以下の方というのが全部含まれてきてしまうんです。例えば年間の売上げが五、六百万円とかいうところで、そこに経費もかかってとなったところに消費税がかかります。消費税ってそもそも一番滞納が多い税金なんです。それは何でかという、法人税は利益にしかかからないのに、利益プラス非課税仕入れにもかかってしまうという

ところから、支払うことができないというところが結構多くあるわけです。

あと、もうちょっと広い視点でいきますと、例えば太陽光パネルを張っているお家ありますよね。あそこってFIT制度で売電していると思うんですけども、電力会社がそこから電気を買うというときも、これも免税事業者から買うということになるわけなんです。そうすると、電力会社もこの分、消費税が上乗せして、こっちにも消費税がかかってくるわけなので、今までは控除されていたものが。上乗せして税金を納めないといけない。それによって電気代が高騰してしまうとか、そういったデメリットもあるんですよね。

渡邊委員 要は原田議員の言っている説明からすると、税金を納めないようにするにはこうしたほうがいいんじゃないですかと聞こえるんですよ。今の話でね、要は課税業者も免税業者から買えば税金を納めなくて済むんだから、それは有利なんだよねというふうな説明に聞こえるんですよ。でも、要は国の制度からすれば、かかったものに対して税金を取るというのは、これは当然の話じゃないのかなと。必要なものからすれば、課税制度があるのであれば、それを法できちんと示してください。それにのっとって日本国民であればやらなきゃならないことの義務だと思うんです、まず。その中で特例の制度があったというようなことも事実だと思うんです。要は1,000万円以下だったら払わなくてもいいですよという。でも、それを、じゃそこから今度、インボイス制度になったら取引が減されるとか、確かにそうだね、企業としてそのほうが有利だというのはあるかもしれないですけども。ただ、それを大手を振って話をするというのはどうなのかなというのがちょっと疑問に思う部分が、なってきたんです。

要は、そうすれば税金を納めなくていいんだからって、この場で話を議論する問題ではないんじゃないかなという気がするんです。変な話、どうなんでしょう、議会として。そちらを率先していいですよってなかなか言いにくいんじゃないかなと思うんですけども。

副委員長 先ほど原田議員から説明がありましたけれども、今回このインボイス制度の廃止ということでいくとなると、インボイス制度をやめてくださいという意見書でしょう。ただね、今、事業者、先ほど説明があった1,000万円以上の方は、もうインボイス制度で登録をするわけですよ。そうすると、国からちゃんと認められた番号をいただいて、それが信用度になるんですね。きちんと1,000万円以上の仕事をしている業者ですよ、お店ですよ。それやると信用度ということである程度、お客さんはお客さんで、どこに仕事を出そうかなといったときに、やはりインボイス制度で1,000万円以上のちゃんとそういう証明をもらった方が事業主としていところへ、誰もが何かお願いしようとか、そういう判断にもなってくるんです、信用度ということだね。

先ほど言ったインボイス制度の1,000万円以下の方は、実際に今度はその番号をもらえないで、普通の個人のお客さんとの仕事はやっても、あとは大手の仕事をやるときには、

取れなければ、そこの子会社、私らでいうと手間取りというかね。そういう形になって、仕事をやることはできるわけです。ですから、何の今、そういう不便さもないのかなと。

それで、今この問題に対して那珂市内の商工業者の方がどれだけインボイス制度に対しての不満があるかといっても、やはりいろいろ聞いてみると、別に皆さん、それに対しての不満は聞こえてこないんです、今現在。きちんと国で定められた番号を重視しながら事業者をやって、逆に先ほど桑澤委員も言ったように、やはり10%消費税を払わない云々じゃなくて、小さいところは小さいなりに努力してやっていると思うんですけれども、もうそういうところでの差が出て仕方がないんじゃないかなと。事業者の方はそれで努力しているわけです。

ですから、これが消費税とか税金がどうだ、ではなくて原田議員が言っているのはインボイス制度を廃止してくれということでしょうから、それに対しては今の現在、じゃ那珂市内の事業者の声をどういうふうに聞いていますかということ。そういう方が1人でも2人でもいますかということをちょっと私はお伺いしたいんです。

原田議員 君嶋委員がおっしゃるとおり、免税業者として事業をしていくということもできるんですよ、たしかに。ただ、これまで関係があった課税事業者と免税事業者の人間関係が崩れたりだとか、分断が起きたりとか、そういったことはあるというのは実際に伺っております。

あと、那珂市内で事業者でいうところはちょっと把握していないんですけれども、そうじゃないところであれば、やっぱりインボイス制度やめてほしいという声は伺っておりますし、そもそもじゃ何でこのインボイス制度を廃止してほしいと言っているのかといいますと、今、日本の経済低迷しているわけですよ。このインボイス制度導入というのは、言ってしまうと消費税増税なんですよ。これまで支払わなくてよかった消費税が増税されたというのがこのインボイス制度でありまして、経済が低迷しているときは減税するのが当たり前といいますか、普通のことですので、インボイス制度廃止イコール減税を求めているというふうに思っただけだと思います。

渡邊委員 すみません、ちょっと何か論点が飛躍していつちゃって話にならないような気もしているんですが、消費者側、私、事業者なんですけれども、消費者側からすれば、税率も税金の額も変わっていないんですよ、我々からすれば。だから、そこで税金が今上がっているとかって、課税という話はごめんなさい、納得できないんです、理解できない。変わっていないから、我々は。確かにね、今、話に出てくるごく一部の人が、免税事業者の方にはもしかしたら増税、増税なのかなという気も。そもそも増税じゃないと思うんだけどね。要は今まで免税だったものを納めなきゃならなかったという話じゃなかったんですか。だから、それを増税と解釈するんじゃないで、その人は一時的に猶予を与えられていただけであって、増税じゃないんだよね。だから、そこがまず1

つちちょっと違うんじゃないかなという点と、あと、何を言うと思ったか忘れちゃった。

先ほどの話の中で、君嶋委員がおっしゃったように、那珂市の中でどれだけそういう方があるんだという話がまずあります。原田議員のほうからは、そういう話は、那珂市の中では聞いていないということで、変な話、ここでもんでいるのは、那珂市民に対してどうなんだというのがまず大前提だと思うんです、那珂市議会の中でやっているんだから。それが結局、データもないという状態で、これはどうですかと言われても、実例がなければ、なかなか、はいそうですかって言えないんじゃないかと思うんです。まずね。この場ではね。となると、ちょっと議論するところがどうなのかなというところまでいっちゃうんじゃないかと思うんです。

原田議員 そこに関しては、これ国に対する意見書ですので、那珂市内のことというよりは国に対する意見書というふうに捉えていただければなと思っております。

渡邊委員 分かりました。

これが例えば那珂市だけ特別にひどい仕打ちを受けているというのであれば、当然我々は率先して何とかしろよと、声を上げなきゃならないと思うんですよ、まずね。それは国だろうがなんだろうが、那珂市民が被害を被っているような制度であるのであれば、これは声を大にして上げなければならないと私は思うんです。ただ、今、那珂市に実害が全然ないし、データも分かっていない。この状態で、じゃ本当かどうか分からない信憑性のものを議会として国に提言するというのはなかなか難しいと思いますよ。でも、そもそもそれって一議会が、実例がないのに、自分のところに被害を被っていないのに提案すること自体が難しい、無理だと思っているんですけれども。というのが私の意見です。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午後1時33分）

再開（午後1時34分）

委員長 再開いたします。

続きまして、請願第2号の内容の説明をお願いいたします。

原田議員 続いては、選択的夫婦別姓制度を導入せずに旧姓の通称使用の法制化を求める意見書の提出を求める請願ということになっております。

こちら文書のほうを読んでいただければと思うところではあるんですけれども、大きくこの選択的夫婦別姓制度を導入せずに、まずは旧姓の通称使用を求めるという理由としましては、まず1点目は、内閣府が令和4年3月に公表した調査によると、選択制夫婦別姓の導入に賛成した人は28.9%で、反対した人が27%、そして、夫婦同姓制度を維持しつつ旧姓の通称使用の法制化に賛成した人が42.2%ということで、選択的夫婦別姓に賛成していない人が69.2%ということで、そもそも民意として選択的夫婦別姓制度を求めているということが一つ挙げられます。

あとは、やはり大きいなと思いますのは、選択制夫婦別姓は、必然的に強制的親子別姓を招くということです。日本の戸籍制度は非常に特徴的で、本当に世界で唯一のものかなと思っておりませんが、歴史が明治時代からということで、そんなに深くはないということもあると思いますけれども、ただ、この期間でやっぱり目指してきた文化といいますか、慣習というのもありまして、家族は同じ名字で今まで生活してきているところもありますので、これを夫婦で話し合って別姓にしようとなったとして、その生まれた子供は、もうその時点で選べなくなってしまうわけです、家族みんなが同じ名字というのを。それをこの今の社会の中で、子供がそういった中で生きていくと、やっぱりいじめに遭うリスクがあるとか、自分が周りと違うというふうに感じてしまうリスクであるとか、あとは家族の一体感というものが弱くなってしまいうんじゃないかと。そういったことが懸念されるので、導入するべきではないというところがあります。

あとは、やはりこの通称使用で結構な公的な書類のほうの対応もできますし、飛躍していきなり選択的夫婦別姓制度を導入するというよりは、まずはこの旧姓の通称使用の法制化というのを進めていったほうがいいんじゃないかなという、進めていくべきだという意見書であります。

また、最近は多様性、多様性というふうに言われますけれども、この夫婦同姓制度、先ほども言いましたが、世界でも日本にしかないという、それぐらいの唯一無二の制度であると思いますので、この日本の独自性も、この国際社会の中で多様性の一つとして認めていただいて、日本独自の文化を守っていくべきだなというふうに考えております。

一旦以上です。

委員長 説明が終わりました。今の説明に対して質疑はございますか。

木野委員 先ほどの件もそうなんですけれども、これどちらかというと国でやることだと思うんですよ。一那珂市議会でこういうことを出すということ自体がどうなのかなという部分がまず1点あります。

それと、自分たちもそうですけれども、周りでそういうことを聞かれたことありますか、こういう別姓について。現状こうなっていますという那珂市内で何人くらいからかとか、そういうデータみたいなものというのがあるんですか。

原田議員 困っているという感じのことですか、相談ですか。この制度が導入されると困るというようなことですか。そういったことは受けておりませんが、そもそもこれはやっぱり国に対する意見書ですので、国全体の流れとして、これは請願してくれた方の考えでもありますし、僕もそれに同意してという形での提出となります。

桑澤委員 今、木野委員のほうからも話がありましたけれども、個人的な意見というのもそれぞれあっていいと思いますし、私も基本的には家族の一体感というのはすごく大事ななと思っています。

ただ、今回、議会として、那珂市議会としてこの意見書を出すかというところでは、結

構かなりこの問題に関しては賛否両論あって、いろんな考え方の方がいると。実際、那珂市の全体の市民の総意で、多くの方がこういった今のこの意見書に賛成するような状況であれば別ですけども、そういった状況じゃない以上、かなり通称使用というところも法的なところではかなり不便な部分も出てくることも原田議員はよくご存じかと思います。パスポートは駄目だとかクレジットカードをつくれなとか。そういったところも、そういった問題もクリアしなければいけないといったところもあるかと思うので、そうするとなかなか現時点で市議会の意見書としてこの問題を提出するのはなかなか難しいのかなというところですよ。

以上です。

渡邊委員 ちょっと確認させてほしいんですけども、この件についての最高裁の判例はどうなっているかというのをちょっとお話ししてもらっていいですか。

原田議員 ここちょっと僕も詳細を調べているわけではないのであれなんですけれども、氏の変更を強制されない自由が人格的利益ではあるが、人格権ではないというふうにされているということですか。ごめんなさい、詳細は。

渡邊委員 一応、憲法上は、今の制度は合憲だという話だったと思います。ただ、それについていろいろな考えもあるもので、最終的には立法府のほうでやっていくという形になっていると思うんです。立法府というのは国会なんですよ。それに意見を要すというのは分かるんですけども、私はやはり桑澤委員と同じような、同じなんですけれども、大多数の市民の意見があるのであれば市議会は動くべきであろうと思います。ただ、今現在その意見もない中で、立法府である国会のほうできちんとした判断をしていくべき、議員代表者だからしょうがないですよ。であるのであれば、その判断を聞いた上でというのがまずスタンスなのかな。今さんざんもんでいるところで正式な形もできていない、方向性まで見えていないと思うんですよ。それらを聞きも見もしないうちに我々が先んじて話をするというのはいかがなものでしょうし、先ほども言ったように市民の声も上がっていない段階で、議会だけが先走っていくわけにもいかないよねというところで、私はちょっとなかなか難しいんじゃないかなと思います。

以上です。

原田議員 市民の声としましては、この請願が提出されているというところで、上がっているのかなというふうには思っております。ただ、やっぱりこれを提出する、採択する、採択しないは、僕は採択してほしいと思ってお話をしていますけれども、それは議会の総意で決まることなのかなとは思っていますので。そこは十分承知しているところであります。

渡邊委員 すみません、市民の声は分かりました。ただ、私が先ほど言っていた大多数というところを聞いています。大多数の声が上がっているんですけどつけという話を聞いているので、請願があがるのは分かります。この一つの考えは、やはり今の夫婦別姓に賛同しないというふうにしてくれという話も分かりました。ただ、少数意見を大事にするのも

重々分かるんですけれども、大多数の意見もどうなんだと聞かないとなかなか難しいよねという話というところを私は述べさせてもらったと思っているんですけれども。

以上です。

原田議員 大多数の意見は、アンケートなどを取っているわけではないので、分からないところではあります。ちょっと先ほど説明で言えなかった部分、1個追加で言っても大丈夫ですか。

委員長 どうぞ。

原田議員 ありがとうございます。

私、この日本の夫婦同姓制度、家族の同姓制度というのはどちらかというと非常に優れた制度かなというふうに思っております。それは昨年「サウンド・オブ・フリーダム」という映画が日本でも公開されたんですけれども、今、児童の人身売買というのが世界的に大きな問題になっておりまして、今までは麻薬とかそういった闇市場ってあった、麻薬とかが多かったんですけれども、今はこの児童の人身売買が闇市場でもシェア、圧倒的に一番多くなっております、これは世界的な問題になっていると思うんです。

ただ、ここにおいて日本の夫婦同姓制度、そして親子の同姓制度というのは、この犯罪も未然に防ぐすばらしい制度かなと思っておりますということを最後に私の考えとして述べまして、あとは皆さんで協議してもらっていただければと思っております。

委員長 以上で、ありませんね。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

原田議員は退席をお願いいたします。

休憩（午後1時44分）

再開（午後1時45分）

委員長 再開します。

これより各委員より意見を伺います。

ご意見等ありましたらよろしく願います。さんざん意見は、先ほど答弁で出ましたけれども、何かこれというものがあれば。最初のです。

十分話しましたか、先ほどの。ありますか、繰り返しでも一言。

渡邊委員 まず請願1号のほう。先ほどいろいろと質疑の中で出てきたことと同じなんですけれども、やはりインボイス制度が始まってまだ日も浅いというところもあります。確かに1,000万円以下の非課税事業者に対してはなかなか厳しいところもあるという話も理解できましたが、国の制度として運用が始まったばかりであって、状況もまだきちんと把握されていないというところもあるかと思ひますし、先ほどもありましたけれども、那珂市の中で大きく今、声を上げられているということもちょっと耳にしていない状況で

すので、これを市議会として廃止を求めていくというのはなかなかちょっと時期尚早かなと思いますので、私としては、これを認められないなというふうに思っております。

以上です。

委員長 ほかがございますか。

桑澤委員 私もさんざんお話ししましたがけれども、基本的に税の公平性というか、やっぱり納める人もちゃんと納めているんだから、払う人もちゃんと払いましょう。それは売上げに関係ないでしょうということはあると思うんですね。なので、もちろん那珂市内でこういったことで倒産がすごく増えて、もう業者が悲鳴を上げているというような状況であれば、市として意見書を上げるというのも一つかとは思いますが、全体的なことを考えれば、この制度によって不公平をなくすというところが一番の根本かなと思いますので、私の意見としては、そういう意見でございます。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 これより請願第1号の討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしと認め、請願第1号は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願第1号の審議を終わります。

これより請願第2号の意見がある方はどうぞ。

木野委員 先ほども話はさせていただきましたけれども、これはやっぱりさっき渡邊委員も言っていましたけれども、国のほうのことになりますので、これは一議会というよりも国のほうで判断されてからでもいいと思いますので、ちょっとそれに関しては市議会として出すのはどうなのかなというふうに私は思っております。

萩谷委員 私自身はこの制度に対しては今までどおりでいいのかなと考えてはいるんですが、木野委員が言ったように、国会でも、激論を交わしてしてる状況ですよね。本当に賛成だとか反対だとか完全に分かれているような状況です。そういう中でやっぱり那珂市としてね、国会に出すということは必要ないんじゃないかな、私は考えますよね。私はもとのこの夫婦同姓には賛成のほうですけどね。でも、今議論の最中ですし、那珂市としてですよ。出すほどはいかがなのかなと思いますね。

以上です。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

(なし)

委員長 これより請願第2号の討論に入ります。

討論ありますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

続きまして、請願第2号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしと認め、請願第2号は不採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開を2時といたします。

休憩(午後1時51分)

再開(午後1時59分)

委員長 再開いたします。

続きまして、議案第3号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 午前中に続きまして、総務課及び瓜連支所で出席しております。よろしくお願いいたします。

議案第3号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

下の提案理由でございます。

令和6年5月31日に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としては、所定外労働時間の制限の対象となる労働者の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立に資する制度、または措置の利用の意向について、対象となる職員に確認することを義務づけ、円滑に利用できるよう措置を講じるものでございます。

2ページに改正文を、3ページには新旧対照表をつけておりますが、7ページの改正する条例の概要をお開きください。

本則等としまして、改正条文第8条の3第2項において、育児又は介護を行う職員の深

夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる職員を「３歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に拡大する改正を行います。

第８条の３第４項及び第１５条第１項については、改正に伴い文言の整理を行うものでございます。

その下の第１８条の２及び第１８条の３につきましては、育児・介護休業法の改正に伴い、仕事と介護の両立に資する制度、または措置の意向を確認することを任命権者に対して義務づけ、介護両立支援制度等の利用が円滑に行われるようにするための研修、相談体制の整備等について位置づけるものでございます。

改正附則におきまして、施行日は令和７年４月１日とし、施行期日及び施行日前に施行日以降の請求ができるよう経過措置を講じております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第３号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第４号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 議案第４号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

下の提案理由です。

令和６年５月３１日に公布された育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としては、上位法改正に伴う参照条項の改正を行うものでございます。

2 ページに改正文を、3 ページに新旧対照表をつけておりまして、4 ページの条例の一部を改正する条例の概要をお開きください。

本則等としまして、改正条文第18条第3項において、会計年度任用職員の部分休業承認について、上位法改正に伴う参照条項の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第5号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第9号 那珂市職員の旅費に関する条例は関連があるため、一括して議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

総務課長 議案第5号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第9号 那珂市職員の旅費に関する条例につきまして、一括でご説明させていただきます。

本来であれば議案書にてご説明するところですが、説明資料、議案第5号、第9号にまとめておりますので、そちらでご説明させていただきます。

旅費条例等の見直しについてでございます。

1の経緯です。

令和6年5月15日に交付された国家公務員等の旅費に関する法律の改正を受け、国家公務員等の均衡を図り、国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

2の目的です。

(1) 議案第9号として、那珂市職員の旅費に関する条例、(2)、(3)、(4)では、当該条例附則において那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、那珂市固定資産評価審査委員会条例、那珂市証人等に対する実費弁償に関する条例をそれぞれ改正いたします。

(5) 議案第5号としては、那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、(6)、(7)では当該条例附則において那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、那珂市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例をそれぞれ改正するものであります。

3の改正概要です。

改正の基本的考え方として、今回の改正に当たっては改正案の那珂市職員の旅費に関する条例第6条の定めのとおり、「旅行に要する実費を弁償するためのもの」として、昨今のデジタル技術の進展に伴い、旅行に要する実費を詳細かつ容易に把握できるようになった社会情勢の変化を踏まえ、近年の物価変動等の経済情勢の変動にも機動的に対応できるよう、旅費の種目、内容、支給対象等について抜本的に見直すものでございます。

主な変更点としましては、(1)旅費の計算等に係る規定の簡素化として、①旅費を旅行に要する実費を弁償するためのものとし、その種目、内容を規則に委任するものでございます。

(2)旅費支給対象の見直しとして、①自宅発等の出張に係る旅費の支給を可能にします。②として、旅行代理店、法人クレジットカード使用の場合など、事業者に対する直接の支払いを可能とするものです。

(3)その他調整としまして、①旅費の種目、内容及び金額に係る規定を規則委任することに伴い、各旅費及び費用弁償に関する条例を準用していた条例について、必要となる文言整理を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

以下、参考資料となりますが、今回の改正において、国家公務員の定めとの間で相違する点がございます。

まず、1の日当です。改正後は、国は宿泊手当、市は旅行手当となる部分でございます。日当は、国においては従来、旅行に伴う朝、昼、夕食代及び目的地内での移動に要する経費を弁償するためのものとして定額で措置されておりました。国においては、改正により昼食代は通常勤務との間の均衡上、掛かり増し経費として捉えられないこと。目的地での移動は、それに要する経費が容易かつ詳細に捕足できるようになったことから、宿泊手当に改編し、宿泊を要する場合の朝、夕食代に要する経費を弁償するためのものとして、一夜当たりの定額支給と整理をされました。

一方、市では日当として定額支給していたところですが、国の改正を受け、宿泊を要する場合の朝、夕食代に要する経費を弁償するためのもの及び遠隔地、片道100キロメートル

ル以上への日帰り旅行の場合、交通事情等から依然として朝食、または夕食の一方並びに旅行中の水分補給に要する経費が通常勤務との間の掛かり増し経費として捉えられることから、旅行手当に改編して、一夜、または1日当たりの定額支給と整理をいたします。

2の車賃、改正後はその他交通費となる部分です。

車賃は、その経費の補足が困難であることから、定額支給を基本とし、実費によることができる場合は実費支給と措置されていました。国においては実費での把握が容易となったことから、定額車賃が廃止されました。一方、市では、私有車借上げによる旅行が多いことから、依然として実費での把握は困難として、基本的には実費とするものの、定額車賃を引き続き措置することとしております。

3ページでございます。

各種目別の内容です。

表の上から、車賃、改正後、その他交通費については1キロメートル当たり30円の定額又は実費であったところ、改正後は実費又は1キロメートル当たり37円の定額支給と改めます。37円は、改正前の国の車賃のキロ当たりの定額でございます。

宿泊料、改正後の宿泊費については一夜当たり定額1万1,000円であったところ、一夜当たりの上限付きの実費と改めます。

当該上限、宿泊費基準額については、内国旅行では県ごと、職位ごと、外国旅行では在外公館がある都市別にその額を定めることとなります。その額につきましては、内国旅行の宿泊費基準額は5ページに、外国旅行の宿泊費基準額は、その一部を6ページにお示ししております。後ほど簡単にご説明をいたします。

次の包括宿泊費は、今回新設される種目ですが、移動と宿泊の一体給付として、いわゆるパック旅行代金に相当するものです。

次の日当、改正後の旅行手当については、1日当たり2,000円、片道100キロメートル以上の日帰り旅行の場合、1日当たり3,000円だったところ、改正後は一夜当たり2,400円、片道100キロメートル以上の日帰り旅行の場合、1日当たり1,800円の定額支給に改め、なお、夕・朝食を宿泊に含む場合、いずれか一方で一夜当たりの定額の3分の2の額に、両方含む場合、3分の1の額に改めます。

次の食卓料については廃止となります。

転居費、着後滞在費、家族移転費につきましては、職員の横手市との人事交流など、派遣状況を鑑みまして、国及び近隣自治体の措置状況を踏まえ、新設いたします。転居費は、赴任に伴う転居に要する費用の実費を、着後滞在費は赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として、現に宿泊した夜の分の宿泊費及び旅行手当の合計相当額を内国で5夜、外国で10夜を上限として支給するものです。家族移転費は赴任に伴う家族の移転に要する交通費、宿泊費、包括宿泊費、旅行手当及び着後滞在費の合計額相当額を支給す

るものでございます。

4 ページをお願いします。

特別職の改正部分になります。

一番下の注意書き、波線部分にありますとおり、特別職の改正後の旅行手当については、出張が伴う掛かり増し経費の弁償という性質上、国と合わせて一般職に対する旅行手当の額と同額となります。

5 ページをお願いします。

内国旅行の宿泊費基準額になりますが、一般職及び特別職の県ごとに定めた宿泊費基準額になります。一般職と特別職の職位別の差額は、改正前の額をそのまま維持し、金額を設定しております。

次に、6 ページをお願いします。

外国旅行の旅行手当と宿泊費基準額です。上の表が改正前で、その下からが改正後となります。

改正前は、指定都市、甲地域、乙地域として、国の旅行支給規程に合わせた区分でありましたが、今回の改正で国の支給規程が改正となり、地域区分が廃止され、在外公館の所在する都市別となりましたので、合わせて改正をしております。この内容の詳細については、割愛をさせていただきたいと思います。

なお、施行日はいずれも令和7年4月1日になります。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 採決の前に委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの議案2件につきましては関連するものでありますので、2件を一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしとのことです。これより議案第5号、議案第9号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第5号、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第7号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

総務課長 議案第7号 那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

下の提案理由でございます。

令和6年1月19日発出の国通知により、地方公共団体の職員について、家屋調査や避難所等運営業務についても、災害応急作業等手当の支給対象に該当し得ると示されたことから、円滑な災害復旧及び被災地派遣を迅速に行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としては、災害応急作業等手当の支給対象にため池及びその周辺における応急作業、避難所運営等、罹災証明に係る家屋調査の業務を追加するものでございます。

2ページに改正文、3ページに新旧対照表がございます。

説明は、4ページの条例の概要でご説明いたします。

本則第9条の災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、これまで河川の堤防等、道路及びその周辺としていたところですが、地方公共団体の職員は国の職員が業務を行うことが想定しにくい多くの現場作業に従事しており、例えば避難所運営等の業務、罹災証明に係る家屋調査についても災害応急作業等手当の支給対象作業に該当し得るとの見解が示されたことから、今回の改正では、その対象にため池及びその周辺における応急作業、避難所運営など、罹災証明に係る家屋調査の業務を追加するものでございます。

施行期日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

総務課長 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

下の提案理由です。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正するものです。

改正内容は、「禁錮」及び「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。また、同法の施行に伴う関係法律の整理法に規定している経過措置と同様の経過措置を設けるものでございます。

次の2ページからは改正文を、4ページからは新旧対照表をつけておりますが、8ページからは条例の概要をつけておりますので、こちらでご説明いたします。

8ページの本則の第1条から第4条までが今回改正する条例となりまして、第1条関係は那珂市職員の給与に関する条例の一部改正、第2条は那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正、第3条関係は那珂市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正、第4条関係では那珂市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正となりまして、それぞれの条文中、「禁錮」及び「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

9ページは改正条例の附則となりまして、第1項の施行期日では令和7年6月1日から施行することを定めます。第2項から第5項は経過措置に関して定める内容となっております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（総務課及び瓜連支所所管部分）を議題といたします。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費について説明願います。

引き続き総務課です。よろしくお願いします。

それでは、予算書の38ページをお開き願います。

款、項、目、本年度予算額の順に読み上げます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額2億178万1,000円、前年度比89万8,000円の減でございます。減額の主な理由でございますが、議員人件費が207万円の減、職員人件費が169万2,000円の増、議会運営費が7万6,000円の減、議員研修事業が15万2,000円の減、議会広報事業が29万2,000円の減となっております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明願います。

総務課長 予算書の40ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額12億3,419万9,000円、前年度比340万9,000円の増でございます。

主な増減としましては、40ページ下段の職員研修事業511万7,000円については、主要事業説明書13ページの事業となりますが、今年度実施した政策形成研修の隔年開催などの理由により76万4,000円の減となっております。

41ページをお願いします。

下の総務事務費1,582万1,000円につきましては、人事給与システムの内部事務システムの移行に係るデータ抽出や改修などにより505万円の増となっております。

42ページをお願いいたします。

上の文書管理事業1,411万6,000円については、昨年10月の郵送料の価格改定などに伴

いまして273万6,000円の増となっております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について説明願います。

総務課長 予算書48ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、本年度予算額5億6,295万3,000円です。

このうち総務課所管の事業をご説明いたします。

49ページ下段の行財政改革推進事業の69万7,000円で、こちらは行財政改革懇談会委員謝礼、市民アンケートの郵送料等になります。

次に、53ページをお願いいたします。

一番下の瓜連支所利活用検討事業469万6,000円でございます。この事業は令和7年度の新規事業でございまして、主要事業説明書では14ページになります。先日の全員協議会においてもご説明をさせていただきましたが、瓜連支所の利活用について検討委員会を立ち上げます。その委員への謝礼等のほか、利活用検討のベースとなる考え方の整理、需要調査、ワークショップの運営などを想定して、外部に委託する費用を計上し、検討委員会で資料をそろえた上で、委員の皆様と共にしっかりと検討を進めてまいります。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、2項徴税費、1目税務総務費について説明をお願いいたします。

総務課長 予算書64ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、本年度予算額9,441万3,000円、このうち総務課所管事業は諸費事務費400万3,000円で、市の総合賠償補償保険に係る保険料を計上してございます。

それと、次の自衛官募集事業の12万7,000円、主に県防衛協会や勝田自衛隊協力会などへの負担金支出となっております。

続きまして、65ページ、下の段をご覧ください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、本年度予算額2億527万円でございます。総務課の所管事業につきましては、次の66ページ中ほどの固定資産評価審査委員会設置事業10万6,000円で、固定資産評価審査委員会の委員の報酬、旅費等でございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑はありませんか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、2目選挙啓発費、3目参議院議員通常選挙費、4目茨城県知事選挙費について説明願います。

総務課長 予算書70ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額994万3,000円、前年度比8万9,000円の減でございます。市の選挙管理運営に関する4人の選挙管理委員会委員の報酬及び費用弁償のほか、選挙管理委員会の事務費でございます。

続いて、71ページ中ほどになります。

2目選挙啓発費、本年度予算額19万9,000円でございます。選挙の常時啓発として、小中学生への標語や啓発ポスター募集の記念品等に係る費用でございます。

続きまして、その下の3目参議院議員通常選挙費、本年度予算額3,007万9,000円で、令和7年度新規事業となります。主要事業説明書では15ページになります。令和7年7月28日の任期満了に伴い、参議院議員通常選挙を執行する経費でございます。

次に、72ページをお願いいたします。

4目茨城県知事選挙費、本年度予算額2,296万9,000円で、こちらも令和7年度新規事業となります。主要事業説明書では16ページになります。令和7年9月25日の任期満了に伴い、茨城県知事選挙を執行する経費でございます。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、参議院選挙のほうには一般財源が137万6,000円入っています。知事選挙のほうは全部県費で賄っているということで、この参議院選挙のほうに一般財源が入ったというのは何が入っているのかちょっと教えてもらっていいですか。

総務課長 こちらは備品の購入費の部分になります。備品については、国の選挙で備品を購入したとしても、市の選挙などにも使えるということもございまして、国からの交付金、選挙に関する経費という部分について9分の5、選挙の種別が全部で9つあるんですけども、そこから国の選挙の分としては5つ、参議院でいえば茨城県選挙区と比例、衆議院でいきますと小選挙区と比例と国民審査、その3つの選挙が対象となりまして、それに加えて、あと茨城県の県知事、県議会、市の選挙としまして市議会議員と市長選挙、そういう全部、9つの選挙があるわけなんですけれども、そのうち5つの部分については国のほうの選挙に該当するというので、備品の購入の割合が9分の5の補助が来るというような内容となっております、一般財源が投入されるということになります。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費について説明願います。

総務課長 75ページをお開き願います。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額970万9,000円、前年度比12万4,000円の増でございます。監査委員設置事業73万2,000円は、地方自治法の規定に基づく監査委員事務局の設置に伴う監査委員の報酬、負担金等でございます。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、瓜連支所所管部分について、2款総務費、1項総務管理費、12目支所費について説明願います。

瓜連支所長 瓜連支所長の南波と申します。ご説明いたします。

予算書の62ページと63ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、12目支所費、本年度予算額6,021万2,000円でございます。こちらは瓜連支所庁舎の管理費及び窓口事務費等になります。前年度比1,105万6,000円の増、増額の主な理由は職員人件費で、主に職員数が1名増となったものです。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

以上で総務課及び瓜連支所所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後2時33分）

再開（午後2時34分）

委員長 再開します。

管財課が出席しました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（管財課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費について説明願います。

管財課長 管財課長の関です。ほか3名が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、令和7年度一般会計予算のうち管財課所管について説明いたします。なお、主要事業説明書につきましては17ページから21ページが管財課所管の事業となっております。

それでは、46ページをお開きください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費1億9,731万円。こちらにつきましては財産管理事務費、管財事務費、庁舎管理事業、本庁舎改修事業の4事業になります。

48ページの中段になります。

本庁舎改修事業をご覧ください。

これまで本庁舎の長寿命化に関する工事請負費などは庁舎管理事務費に計上しておりましたが、令和7年度から新たに本庁舎改修事業として計上することとしました。令和7年度は、本庁舎外壁改修工事と議場のLED化で4,401万4,000円の工事請負費を計上しました。

なお、本庁舎の外壁改修工事につきましては、総額9,023万3,000円になりまして、令和7年度と令和8年度の継続事業費になります。

説明は以上です。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 すみません、主要事業説明書の18ページをお願いしたいんですけども、本庁舎改修事業。ちょっとお聞きしたいんですけども、公共施設長期保全計画ってどんな計画なのか、どこに、ちょっと見つからなかったんですけども。

管財課長 こちらの保全計画につきましては、マネジメント計画がございます。その下の実行計画がありまして、その実行計画に基づいて施設の個別計画というものをつくってございまして、そちらの保全計画になります。

渡邊委員 その名称が公共施設長期保全計画という計画の名前だということでもいいですか。

管財課長 そのとおりです。

渡邊委員 分かりました。

じゃ続きなんですけれども、この庁舎の改修計画というのは今後続いていくものなんですか。

管財課長 そのとおりでございます。

渡邊委員 それもこの長期保全計画って、結局探したんですけども、見つからなかったんですよ。我々が見える計画じゃなかったもので、一体どこにあるのか分からなかったし、この名前でも出てこなかったもので、どういう計画で、いつ誰がどう決めたのかなというのをちょっと教えていただきたいかったですけれども。

管財課長 こちらにつきましては、マネジメント計画を策定した28年に策定されたものです。

期間としてはおおむね40年を見越して、どの年度にこういう改修工事をしていくものをちょっと細かめに示したもので、これについては公表はしておりませんで、実際に管財課と担当のほうで計画書としては置いてあるものでございます。

渡邊委員 分かりました。

後でそれをちょっともし見せていただけるんだったら見せていただきたいんですけども。あとは、実計がどこに載っていますか、これ。実施計画。要は第2次那珂市総合計画の中の実施計画書の中のどこに載っているのか教えてもらっていいですか。

管財課長 実施計画の時点では、この予算自体をまだ庁舎管理事務費の中の工事請負費に計上していたところなので載せたと思うので、また確認しておきます。

渡邊委員 分かりました。じゃ私のほうでももう一遍確認してみます。

あとは、そういうような長期保全計画があるのであれば、今後のやつまで実施計画に載っているということでもいいんですね。

管財課長 実施計画には、計画に基づいて毎年予算化されるというところできていないものもありますので、今計画、40年物の計画には載っているんだけど、その計画どおりに進まず、予算の計上がうまく予算が取れないということで、後ろ倒しというんですかね、後ろ倒しになっているものもございますから、計画のものがそのまま実施計画に載っているということではないですが、実施計画は5年計画ですので、その5年計画の中には、次年度こういうものをやるよというのは載せていく方向になると思います。

渡邊委員 僕が聞いたのは、今後の計画、5年計画でつくるわけですね。公表されているのは、3年分は公表されるわけですね。そこには載っているんですねと聞いているんです。これが変な話、これから予算が決まるから載っていますよというのは何か変な話だし、そもそもこの長期保全計画をつくっているのであれば、何年度にやるんだというのはある程度の目安はつけているはずなんですね。じゃそれが、予算が取れる取れないにかかわらず、その年にやる計画があるのであれば、載せると思うんです。最終的に予算審議のときに後ろにずれ込むかなんかだと思うんですけども。載っている、よく分からない説明だったんで、取りあえず載っているということでもいいんですか。

管財課長 載ってございます。

渡邊委員 分かりました、じゃ後でちょっと確認させてもらいますんで。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費について説明願います。

管財課長 それでは、48ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費5億6,295万3,000円、このうち管財課の所管は6事業でございます。

まず、48ページ下段、DX推進事業では、デジタル行政及び地域DXの推進に取り組

むＣＩＯ補佐官の業務委託など3,190万円を計上しております。

続きまして、49ページをお願いいたします。

業務系システム管理事業1億5,427万1,000円、職員技能向上及びセキュリティー研修事業7万3,000円、50ページ上段になります、情報系システム管理事業1億850万6,000円、51ページ中段の社会保障・税番号制度対策事業1,138万8,000円、こちらにつきましては、職員の研修や業務系、情報系システムやマイナンバーに関するコンピューターの維持管理に要する費用になります。

53ページ中段になります。

委員長 休憩します。

休憩（午後2時44分）

再開（午後2時47分）

委員長 再開いたします。

管財課長 53ページ中段をご覧ください。

自治体情報システム標準化推進事業1億4,255万2,000円。国が定める標準仕様に適合した情報システムへの移行を推進する費用1億4,255万2,000円を計上しております。

説明は以上になります。

委員長 質疑ありませんか。

（なし）

委員長 次に、7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費について説明をお願いいたします。

管財課長 予算書131ページをお開きください。

7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費5,191万3,000円。主な増減としましては、131ページ下段、市営住宅長寿命化事業の改修工事です。令和6年度と比較しまして、工事を行う建物自体が小さくなるため、工事費が減額になっております。

説明は以上です。

委員長 質疑ありませんか。

（なし）

委員長 次に、12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費について説明願います。

管財課長 予算書177ページをお開きください。

12款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費3,000円。こちらにつきましては、将来何らかの形で行政目的に活用する普通財産を取得するための形式予算計上になります。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

委員長 質疑ありませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結します。

以上で管財課所管の部分を終了します。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後2時49分）

再開（午後2時50分）

委員長 再開します。

税務課及び収納課が出席しました。

議案第16号 那珂市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

税務課長 税務課長の綿引です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

収納課長 収納課長の片野です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

税務課長 説明させていただきます。

それでは、議案第16号をご覧ください。

議案第16号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

那珂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、本市内に温浴施設、鉱泉浴場が開業される計画があり、当該施設は目的税である入湯税の課税客体となることから、地方税法第5条第4項の規定により、本条例の一部を改正するものでございます。具体的には、県植物園がリニューアルオープンするに当たり、該当してくるものでございます。

9ページをお開きください。

概要を作成しておりますので、こちらの資料にて説明させていただきます。

本則等になります。

改正の内容につきまして、主なものを説明させていただきます。

改正条文の2つ目、第141条でございます。入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場における入湯客とするものです。鉱泉浴場とは、原則として温泉法に規定されます温泉を利用する入浴施設のことでありまして、温泉とは、温泉法により、地中から湧き出る温水、鉱水及び水蒸気、その他ガスで一定の温度、または物質を有するものとされております。

なお、温泉を外から運んできて利用する運び湯による鉱泉浴場も入湯税の対象になります。

第142条です。入湯税の課税免除につきましては、入湯税を課さないものを定めるものがございます。

1、年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

2、共同浴場、または一般公衆浴場に入湯する者。ここで共同浴場と言われますものは、温泉地などで地元の人が管理する浴場や、寮や社宅、療養所等に敷設された日常の

用に供されるものがございます。また、一般公衆浴場と言われますものは、いわゆる銭湯が該当します。

3、日帰りで入湯する者。

4、その他市長が特に認めた者でございます。

第143条です。入湯税の税率は、入湯客1人1日について150円とするものでございます。

第145条です。入湯税の徴収方法は特別徴収とすることによりまして、入湯客本人が直接、市に入湯税を納めるのではなく、特別徴収義務者を鉱泉浴場の経営者といたしまして、入湯客が納付すべき入湯税を徴収していただき、毎月、市に納入しなければならないこと等を定めるものでございます。

概要ではございましたが、以上が主な改正内容でございます。

なお、詳細な改正文等につきましては、議案書2ページから8ページとしておりまして、改正条例文、新旧対照表の順になります。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（税務課及び収納課所管部分）を議題といたします。

歳入、1款市税について説明願います。

税務課長 説明させていただきます。

それでは、予算書の19ページをお開き願います。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

上段になります。

1 款市税、1 項市民税、市民税は個人市民税と法人市民税の合計になります。31億5,966万1,000円。

続きまして、中段になります。

1 款市税、2 項固定資産税、固定資産税は固定資産税と国有財産等所在市町村交付金及び納付金の合計になります。33億7,843万3,000円。

続きまして、下段から次のページ、20ページをお開きください。

20ページ中段になります。

1 款市税、3 項軽自動車税 2 億1,562万6,000円。

同じく中段になります。

1 款市税、4 項市たばこ税 4 億65万4,000円。

下段になります。

1 款市税、5 項都市計画税 3 億1,866万7,000円。

次のページ、21ページをお開きください。

上段になります。

1 款市税、6 項入湯税59万3,000円。入湯税につきましては、今回新規でございまして、令和7年度からでございしますが、県植物園のリニューアルオープンが茨城県の発表では今年の11月とのこととございますので、令和7年度予算は11月以降の5か月分を計上しております。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 続いて、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費、14目諸費、2 項徴税费、1 目税務総務費、2 目賦課徴収費について説明願います。

税務課長 説明させていただきます。

それでは、予算書の64ページをお開き願います。なお、主要事業説明書につきましては、23ページが税務課所管事業の固定資産課税台帳整備事業、25ページが収納課所管事業の徴収事務費でございます。

予算書をご覧ください。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、14目諸費、事業は右側の説明欄の丸印の上から3つ目になります。市税等過誤納還付金2,000万円。この過誤納還付金の主な支出内容につきましては、納税者が納付した市税の減額更正等による市税の還付金等でございます。

続きまして、65ページをお開き願います。

下段になります。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費2億527万円。税務総務費の事業につきましては、職員人件費と、次のページ、66ページをお開き願います。税務総務事務費、固定資産評価審査委員会設置事業の計3事業となりますが、このうち固定資産評価審査委員会設置事業は総務課所管の事業となります。

続きまして、下段になります。

2目賦課徴収費1億230万9,000円。賦課徴収費の事業は、賦課事務費と次のページ、67ページをお開き願います。徴収事務費、固定資産課税台帳整備事業の計3事業です。主なものといたしましては、66ページ、賦課事務費では11節の役務費の郵送料及び確定申告関係として、申告相談事務員派遣及びコールセンター職員派遣の受付事務に伴う手数料、12節の委託料での固定資産税賦課に伴う減算処理委託料などが主な支出となっております。67ページ中段の徴収事務費では、主なものといたしまして、11節の役務費の郵送料、コンビニ収納事務委託手数料、18節の負担金、補助及び交付金での茨城租税債権管理機構の負担金などが主な支出となっております。下段の固定資産課税台帳整備事業では、12節の、今回3年に1回の評価替えに伴う不動産の鑑定評価等が入ります固定資産税の賦課に伴う課税台帳作成のための委託料、13節の使用料及び賃借料での固定資産税事務支援システムの利用料及び家屋評価を行うためのシステム借上料などが主な支出となっております。

以上、税務課分と収納課分になります。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

以上で税務課及び収納課所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。

再開を3時15分といたします。

休憩(午後3時03分)

再開(午後3時15分)

委員長 再開いたします。

防災課が出席しました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算(防災課所管部分)を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、11目原子力対策費、14目諸費について説明願います。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

防災課所管の令和7年度予算についてご説明させていただきます。なお、主要事業説明書におきましては26ページから28ページが防災課所管の事業になります。

予算書の60ページをお開き願います。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。

下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、10目交通安全対策費、予算額304万7,000円でございます。事業内容は、園児、児童、生徒に交通安全教室等を開催し、交通事故防止の啓発活動になります。主な事業費は、啓発活動に係る消耗品費及び委託料、県安全運転管理協会への負担金、自動車急発進抑制装置整備費補助金になります。

続きまして、61ページをお開き願います。

中段になります。

2款総務費、1項総務管理費、11目原子力対策費、予算額365万4,000円でございます。前年度と比較しまして116万8,000円の減となります。減額の主な理由は、原子力災害に備えた広域避難計画策定に向けた原子力防災訓練の実施に係る費用の減額になります。

64ページをお開き願います。

2段目になります。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、予算額9,441万3,000円でございます。この費目で防災課所管の事業は上から4つ目の防犯事業、主な事業内容は防犯カメラの設置、自治会に設置、維持管理をしていただいている防犯灯への補助金、65ページをお願いします。上から2つ目の犯罪被害者等支援事業、犯罪被害者等への見舞金の給付事業になります。

説明は以上になります。

よろしく申し上げます。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 すみません、61ページの交通安全対策費の中の交通安全推進事業、こちらのほうの補助金についてお聞きしたいんですけども、自動車急発進抑制装置整備費、これなんですけど、実績というのはどのぐらいありますか。

防災課長 令和7年2月現在で1件でございます。

渡邊委員 すみません、これ思ったほど進んでいないということではよろしいんですか。

防災課長 私どものほうで市内の整備会社のほうに働きかけて、文書を出して、高齢の方とかにこういう補助がありますよという呼びかけはしているんですけども、なかなか実際につけに来る、この1件のほかに2件くらい相談はあったんですけども、実際に実績として上がったのは1件になっているところが今の現状でございます。

渡邊委員 これちなみに改修する費用って、通常だとどのぐらいかかりますか。こちら補助金のほうは多分マックスで3万円なんでしょうけれども。

防災課長 整備会社というか、業者によって若干の開きはあるんですけども、4万円から5万円程度ではできるというお話は私ども聞いております。

渡邊委員 補助率としては悪くないですかね。分かりました。じゃぜひやっぱり危険防止のためになりますので、啓発のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

委員長 ほかにありますか、ありませんね。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費について説明願います。

防災課長 75ページをお開き願います。

下段になります。

2款総務費、7項災害復旧費、1目過年度災害復旧費、予算額27万6,000円でございます。

説明は以上になります。

よろしく願いします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 次に、8款消防費、1項消防費、5目災害対策費について説明願います。

防災課長 138ページをお開き願います。

下段になります。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、予算額7,048万2,000円でございます。前年度と比較しまして2,655万1,000円の増となっております。増額の主な理由は、140ページをお開き願います。上から3つ目、防災設備整備事業の新規事業になります。主要事業説明書の28ページになります。

事業内容は、災害などに備えるため、茨城県と県内全市町村を結ぶ一体的なネットワークとして運用している衛星通信システムの更新に係る本庁舎の全国瞬時警報システム基地局アンテナ工事費と、本庁舎消防本部に設置してある県防災情報ネットワークシステムの更新に係る負担金になります。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

以上で防災課所管の部分を終了します。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後3時23分）

再開（午後3時24分）

委員長 再開いたします。

市民協働課が出席しました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（市民協働課所管部分）を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費について説明願います。

市民協働課長 市民協働課課長の柴田です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼します。

市民協働課所管の令和7年度予算について説明させていただきます。なお、主要事業説明書におきましては30ページ、31ページが市民協働課所管の事業になります。

それでは、予算書54ページをお開きください。

款、項、目、予算額の順に説明いたします。

2段目になります。

2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費、予算額2億5,252万8,000円でございます。前年度と比較しまして251万7,000円の増となっております。増額の主な理由でございますが、委託料と工事請負費が増額となっております。

まず、委託料につきましては59ページ、上から2段目のらぼーる改修事業をご覧ください。現在、らぼーるにおいてガス系統の空調が設置されているトレーニングルームと学童室の一部空調設備が故障しておりますが、修理に必要な部品が生産終了になっており、代替品もないことから、ガス系統から電気系統へ空調設備を変更するため、その設計業務委託と、それに伴いまして受変電設備の改修工事の設計業務委託をするということで、委託料が増額となっております。

続きまして、工事請負費につきましては、同じページの上から3段目、4段目をご覧ください。

令和7年度はふれあいセンターよしの改修事業、ふれあいセンターよこぼり改修事業の2事業が新規事業として追加となっております。ふれあいセンターよしの改修事業では、屋根等の改修工事、次の段のふれあいセンターよこぼり改修事業では、3系統あるうちの1系統、多目的室の空調設備改修工事と、この2つの工事に伴いまして、工事請負費が増額となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 すみません、59ページ、ふれあいセンターすがや管理事業なんですけれども、こちらの12、委託料、施設管理費が544万3,000円、それとあと役務費の手数料の部分、各種点検が45万3,000円。これほかのふれセンと比べると値段が随分違うんですけれども、保守点検料が例えばごだいあたりだと29万3,000円かかって、施設管理費が544万3,000円。

何かこれがらぼーるあたりだと185万9,000円。規模ではないでしょうし、何かあるんですか。

市民協働課長 すがやにつきましては、委託料、施設管理に関しては夜間と総合管理ということで、空調、給排水、消防施設、自動ドア、エレベーター、定期清掃などが総合管理で一度になっていまして、らぼーるについてはそれぞれ業者に委託しているという形になっておりまして、違いはほぼないんですけれども。

渡邊委員 そうすると、管理の委託の仕方が違うということなんですね。ちなみにそれを分けている理由というのは何かあるんですか。

市民協働課長補佐 各ふれあいセンターにつきましては、総合管理ということで、うちのほうの職員の手間も省けるということで、総合管理のほうを一度検討したんですけれども、ちょっと総合管理のほうは、物によっては高くなったり、安くなったりという形で、一つの業者にいろんなことを委託するときに安くなったり、高くなったりするということがありまして、現時点でほかのところではやっているのはふれあいセンターごだけになっておりまして、それ以外は全部おのおの委託を出しているということで。一度検討はしたんですけれども、ちょっとうまくいっていないというのが現状です。

渡邊委員 分かりました。

確かに総合管理にすれば、職員の手間、要は職員の人件費を落とせるということがあるので、そこまで含めた上で全体を検討して、どちらのほうの契約がいいかというのを検討していただければと思います。分かりました。ありがとうございます。

あともう一点、ちょっとなんですけれども、同じ59ページなんですけれども、らぼーる改修事業というもののなんです、実施計画のほう、図面で位置図だけは載っているんですよ。実計のほうの36ページの図面に載っているんですが、こちらの表のほうは全然出てきていないんですけれども、これってどこに書いてあるんですか。

市民協働課長 すみません、確認させてください。申し訳ありません。

渡邊委員 分かりました。じゃよろしく願いいたします。

以上です。

委員長 ほかにありませんね。

(なし)

委員長 次に、2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費、9目国際・市民交流費について説明願います。

市民協働課長 それでは、59ページをお開きください。

下段になります。

2款総務費、1項総務管理費、8目男女共同参画推進費、予算額43万8,000円でございます。こちらは男女共同参画を推進する事業費と、女性団体への補助金になります。

続きまして、60ページ中段をご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目国際・市民交流費、予算額1,807万4,000円でございます。前年度と比較しまして143万1,000円の増額となっております。こちらは国際交流、友好都市交流の推進をする事業費及び市国際交流協会への補助金になります。主な増額の理由ですが、昨今の円安や燃料費高騰などによってオークリッジ市との中学生交換交流や台南市との交換交流の際の渡航費に係る委託料の増額となっております。また、オークリッジ市との姉妹都市締結から35年ということで、オークリッジ市から訪問団が来庁し記念式典を開催するため、60ページの上から4段目にありますオークリッジ市国際親善姉妹都市35周年記念事業が令和7年度に新規事業として追加になっており、その記念式典に伴います委託料やバス借上料などを計上しております。

説明は以上となります。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終了します。

以上で市民協働課所管部分を終了します。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後3時33分）

再開（午後3時34分）

委員長 再開いたします。

市民課が出席しました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（市民課所管部分）を議題といたします。

歳出、2 款総務費、3 項戸籍住民台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、2 目一般旅券発給費について説明願います。

市民課長 市民課課長の綿引です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

令和7年度一般会計予算のうち、市民課所管について説明します。なお、主要事業説明書につきましては32ページから34ページまでが市民課所管の事業となっております。

それでは、予算書68ページをご覧ください。

款、項、目、予算額の順に説明します。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費1億6,932万2,000円。このうち市民課が所管する事業になりますが、下段にあります戸籍住民基本台帳事務費、次ページ中段にあります個人番号カード交付等事業、70ページ上段の証明書コンビニ交付事業の3事業で、合わせて5,781万8,000円になります。

主なものについてご説明しますと、戻りますが、68ページ下段にある戸籍住民基本台

帳事務費ですが、令和5年度の法改正により、戸籍の記載事項に新たに氏名の振り仮名が追加されるため、戸籍振り仮名記載照会を行うことになり、当市に本籍地を有する方への通知書作成の委託や郵送料などの経費を計上しております。また、戸籍システムはこれまでいばらき戸籍共同システム整備運営協議会に参加している3市2町でサーバーを共同運用しておりました。しかし、令和7年1月にシステム提供事業者が構築したクラウド環境に移行したため、共同のサーバーが不要になり、協議会も解散となります。そのため戸籍システムに係る経費は、協議会の負担金からシステム使用料へ変更しております。

続きまして、70ページ2段目になります。

2目一般旅券発給費4万8,000円。こちらにつきましては、パスポートの発給申請の受付、交付に係る事業費となっております。

説明は以上です。

よろしくお願いします。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 諸証明の発行するものなんですけれども、窓口とコンビニでやっている、その件数を教えてもらってもいいですか。窓口が何件、コンビニ何件というのが分かれば。

市民課長 お答えします。

すみません、令和5年度の件数でよろしいでしょうか。令和5年度なんですけど、窓口交付の合計は2万5,238件です。コンビニ交付につきましては8,719件です。

渡邊委員 ありがとうございます

コンビニのほうは増えてきているんですか。窓口が減ってきている。数字が分からないでもあれなんだろうけれども、流れとしてはどうなんだろう。

市民課長 お答えします。

コンビニ交付につきましては、令和元年度の842件、令和2年度が2,193件、令和3年度が4,475件、令和4年度が5,802件で、令和5年度が先ほどの8,000件になっていますので、徐々に増えてはきております。

渡邊委員 分かりました。ありがとうございます。

順調に増えてきていけば、かえっていいことかなと思います。

もう一件なんですけれども、主要事業説明書34ページのほうなんです。個人番号カード交付等事業なんですけど、主な支出のところで、令和7年度、会計年度任用職員の人件費ということで、8名12か月、2,895万円とあるんですけど、この内訳をちょっと、内容を教えてもらっていいですか。何を足し込んでくるとこの金額になるというのを。

市民課長 金額まで……

渡邊委員 いや、いいです。じゃ金額までちょっと入れ込んで教えてもらえれば。

市民課長 報償費が1,719万8,000円、職員手当等が659万3,000円、共済費が454万円、報償費

が2万円、旅費46万4,000円、人件費なので、需用費まではあれですね。そこまでになります。

渡邊委員 旅費は含まれる、含まれない。

市民課長 すみません、含まれません。

渡邊委員 これ2,879万5,000円って、旅費が入っている金額じゃないかと思うんですけども、足し込むと多分ならないんじゃないかな。今のだと2,835万円ぐらい差が出ます。

市民課長 すみません、訂正させてください。旅費まで入っています。

渡邊委員 分かりました、確認できれば大丈夫です。すみませんです。

委員長 ほかにありますか。

(なし)

委員長 次に、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費について説明をお願いします。

市民課長 それでは、予算書101ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費1億1,555万3,000円。このうち市民課が所管する事業につきましては、102ページ下段になります。聖苑管理事業の1事業で6,673万9,000円になります。こちらの事業は、主に修繕と指定管理の委託料になります。修繕の中で主なものとしては、那珂聖苑、3基ある火葬炉の耐火レンガが10年に一度、全て中身を交換するので、令和5年度から令和7年度の3年間で行っており、今回が最終年度となっております。

委託料では那珂聖苑指定管理者として運営、火葬、施設の維持管理の3つの業務をシナネンアクシアに令和5年度から令和9年度までの5年間を委託しております。

説明は以上です。

委員長 質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

以上で市民課所管部分を終了します。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午後3時44分）

再開（午後3時45分）

委員長 再開いたします。

環境課が出席しました。

議案第12号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

環境課長 環境課長の萩野谷です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第12号をご覧ください。

議案第12号 那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月26日施行により改正されたことに伴い、県は茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を令和7年4月1日施行により改正します。那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例についても、その改正と整合を図るとともに、関連する那珂市手数料条例についても一部を改正するものです。

次のページ、2ページから4ページまでが改正する条例案となります。続く5ページから12ページまでが新旧対照表になっております。ご確認くださいと思います。

13ページをご覧ください。

今回一部改正する那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、通称残土条例等の概要となっております。

初めに、改正の理由になりますが、本市では土砂による土地の埋立て等に関し、残土条例においてこれまで規制してまいりましたが、令和5年5月に危険な盛土等を全国一律の基準で規制する宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土等規制法が改正され、4月から施行されます。また、これに合わせて県の残土条例も昨年12月、県議会において改正条例案が可決されたことから、規制内容の一部が重複する部分等を改正し、整合を図るほか、罰則規定について、検察庁の意見を基に必要な文言の修正を行います。併せて、関連する那珂市手数料条例についても所要の改正をするものです。

本条例の一部改正につきましては、関連する2つの条例を併せて改正するもので、一つは残土条例で、もう一つは手数料条例となっております。また、本条例の一部改正においては、刑法改正に伴う文言の修正が必要になりますが、総務課を含め複数課所管の条例に関係することから、こちらの改正に関しては総務課のほうで、議案第18号において一括して改正条例を提案しております。

その下、本則をご参照願います。

本改定については、主に残土条例が3点、手数料条例が1点、計4点になります。1点目は盛土規制法と重複する規制等の文言の整理でございます。旧残土条例と盛土規制法とで重複する災害の防止に関する規制はより罰則の強い盛土規制法に移行することとし、県残土条例も改正されました。本市残土条例も県条例と同様に、本条例から災害の防止に関する規定を削除するもので、改正条文の第1条、第4条第3項、第9条などがこれに該当しております。

2点目は、市の許可対象面積の規制でございます。盛土規制法においては、特定盛土等規制区域の許可対象面積が原則3,000平方メートルまでとされておりますことから、県残

土条例の許可対象面積もこれに合わせて、これまでの5,000平方メートル以上から3,000平方メートル以内に引き下げました。これを受け、市残土条例は5,000平方メートル未満から3,000平方メートル以下に引き下げました。改正条文では第6条になります。

3点目は、人を指すものから行為を表すときに変える文言の修正でございます。本残土条例の一部改正では、罰則の定めのある条例の改正に当たることから、事前の検察庁と協議を行っております。この中で第27条各項の柱書の「該当する者は」とあるのは「該当するとき」に改めました。これは義務違反行為主体である自然人を処罰することを明確するのが適当であるとの見解に基づいております。

4点目は、許可等申請手数料の区分の削除と文言の整理になります。許可対象面積の引き下げにより手数料条例別表の39項中にある3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは県の許可区分になったため、この部分を削除し、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のものを1,000平方メートル以上3,000平方メートル以下のものに改めます。

15ページは改正条例の附則になります。第1項、施行期日は令和7年4月1日となります。第2項から第5項は経過措置となっております。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号 那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

環境課長 それでは、議案第19号をご覧ください。

議案第19号 那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例。

那珂市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するもの

とする。

提案理由といたしましては、市内における太陽光発電設備の設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境の保全を図り、市民の安心と安全を確保することを目的として本条例を制定するものです。

次の２ページから６ページまでが条例本文になっております。７ページ及び８ページが今回制定する太陽光条例の概要となっております。

まず、説明に入る前に、昨年１２月１９日の議会全員協議会において、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（案）を報告し、その後、令和６年１２月２５日から令和７年１月２４日までパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの意見募集では、２人の方から計５件の意見をいただきました。

なお、市ホームページには１７１件のアクセスがございました。

いただいた意見を要約しますと、一つには規制区域ではなく禁止区域を求めるもの、もう一つは届出制でなく許可制を求めるものと、大きく二つとなっております。

意見の内容及び意見に対する市の考え方はホームページにおいて公表しているところですが、その意見を踏まえての条例（案）の変更には至りませんでした。

まず１点目として、第７条の抑制区域について、公益上必要と認められる場合以外は禁止区域にするべきとのご意見でした。こちらに関しましては、本条例の第１条の目的に規定しておりますとおり、本条例（案）が太陽光発電設備の設置を規制することを目的としている条例ではないことから、設置に際して必要な手続を満たし、各法令で、事業を実施して問題ないということであれば、条例で設置を禁止することは、過度な個人の財産権の侵害に当たると考えたため、原案のとおりといたしました。

２点目として、本条例（案）が届出制であることに関して、許可制への変更を要望するものがございました。こちらについては、許可制は制限されている特定の行為や事業に対して行政が行う承認であり、許可制とした場合、本市は太陽光発電設備の設置を制限する根拠があり例外的に認めるという扱いになると考えます。しかし、本市においては、法令で太陽光発電設備の設置を制限していないところに設置を制限する必要があると証明するに足り得る事案や危惧が明確に発生していないことから、制限すべき明確な根拠がないものと考え、原案どおりといたしました。

７ページをお開きください。

各条例（案）の概要を説明いたします。

制定の理由については、提案理由と重複しますので、ここでは割愛させていただきます。

太陽光発電施設の設置に際しては、これまでも茨城県太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインや那珂市太陽光発電設備の適正な設置・管理に関する要綱に基づき、地元関係者への説明や関係各課との協議、関係法令等がクリアになった後に発電施設の設置場所、面積、事業者、発電規模等を明記した事業概要書を提出していただい

ております。今回、県ガイドラインや市要綱に代わり本条例を制定しますが、条例制定に当たっては、法律の範囲内で条例を定める原理原則がございます。強制で行える規制を求めるのであれば、前回、議会全員協議会で議員からご意見がございましたが、国の立法、法制度の役目において行うべきだと考えます。本条例制定の狙いは、太陽光発電施設の設置や管理に関する義務や手順などを明確に定めることで、事業者には説明や適正な設置及び管理を求め、また、周辺住民との関係においては対話を促すことで、隣接地権者や周辺住民とのトラブルを未然に防ぐことを目的としており、過度に個人の財産権を制限するものではないという前提にたっております。

現在、市に寄せられている太陽光発電設備設置に伴うトラブルの具体的なものとしては、主に除草関係が全体の約8割を占めております。隣地から草が伸びてきて困っている、除草剤が風に乗って流れてきたため作物の葉が枯れてしまったなどが挙げられます。また、設備のフェンスが境界際まで設置されたことで、隅切りや農道の幅からトラクターが入れなくなってしまった、雨天後に隣接道路の水はけが悪くなったなどのトラブルです。いずれも設置前の計画段階で分かっていたら違った対応もできたのではないかと思います。これらの案件が含まれております。

このようなトラブルを踏まえ、本条例では、特に近隣関係者の説明会開催及び隣接地権者からの同意を義務としました。第10条及び第11条がこれに当たります。設置後に初めて太陽光発電設備と知ったということがないように住民説明を行い、特に隣接地権者に対しては、設置後の管理方法や実際のトラブル発生時の対応について理解が得られるよう説明を尽くし、同意を得ることが重要との考えを盛り込みました。

第17条では条例の義務不履行や事業地の管理に不備が生じた場合、市が調査できる権限を規定しました。これは市要綱ではなかった規定であり、この規定により、事業者に対しての報告や資料提出を求めることのほか、事業者の事務所や事業地への立入調査、関係者に対する質問が可能となります。

この調査の結果、必要に応じて、市長は事業者に対して、第18条を基に助言、指導を行うことができます。また、事前協議や実施協議において、虚偽や実施協議終了前に工事着手した場合、事業者の管理義務を果たさない場合などには指導を経ずに勧告を行うことができます。さらに、正当な理由なく勧告に従わない事業者に対しては、第19条を基に、事業者名や所在地、当該勧告の内容を公表することができることにしました。

また、前回、議会全員協議会におきまして、条例に対するご意見、ご提案がございました。その件に関しましては、再度、内容を検討し、結果、原案どおりとの結論に至りましたので、その経緯を中心にご説明いたします。

まず実態として、出力が50キロワット以上となる場合は、説明会を開催しなければならないと条例に明記してほしいとのご提案ですが、条例第2条第5項の事業区域の定義に同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、継続的又は一体的に設置事業

若しくは発電事業を行う土地を含み、その場合は事業区域面積、発電出力を合算すると規定されており、いわゆる分割案件のときは、本条例では合算出力の設備として手続を進めることとなるため、合算出力50キロワット以上となる場合は説明会の開催が必要となります。

なお、令和4年4月1日の電気事業法施行規則の改正により、分割案件の規制が強化されました。一般送配電事業者による厳正な審査が行われ、不適切な場合は連携承諾が得られないことがあります。しかし、事業者間の関連が確認できない場合に分割案件と同様の手続を求めることは不公平であり、既存事業者に新たな義務を課すことも不適当とされております。

なお、説明会の実施がない場合でも近隣関係者への周知及び隣接土地所有者の同意を得ることが規定されているため、地域で知らないうちに設置されたというトラブルは防げるものと考えます。

次に、本条例は届出制であるが、許可制にしてはとのご提案についてです。本条例を許可制としなかった理由としましては、先ほどのパブリックコメントでの市の見解のとおりです。

続いて、罰則、刑事罰を設けてほしいとのご提案がございました。こちらにつきましては、届出制である本条例において、他法令で設置に必要な条件をクリアした太陽光発電設備の設置及び管理について、条例で規定する義務違反が反社会的行為に当たるとは言い難く、行政刑罰は制裁措置として過大であると考えました。この考え方は、法律の専門家からも合理的な判断であるとの見解をいただいております。また、水戸地方検察庁へ本条例に罰則規定を設けることの妥当性について相談したところ、本条例に刑罰規定を設けることは妥当とは言い難いとの意見をいただきました。仮に刑罰規定を設けようとしても、検察庁協議が調わず、刑罰を設けることは現実的に困難だと考えます。

最後になりますが、2022年度に総務省が実施した太陽光発電設備等の導入に関する調査の結果報告書によると、回答があった自治体の中でトラブル等の未然防止等のために条例を制定し、発電事業者に対し地域住民への周知、説明を義務化している市町村から条例制定後、住民説明の未実施や設備設置後のトラブル等は発生していない、または少ないと認識しているという意見があるとのことでした。

本条例（案）は、国における法整備がなされていない現状でできる限り対応したものであると考えております。環境審議会からは、本条例（案）に関する答申の中で、社会情勢の変化に応じて必要な改正等を行うこととの意見を頂戴しており、条例を運用していく中で、改正が必要となる事例が発生した場合には、随時対応を検討してまいります。事業者と近隣住民の対話を促し、お互いの疑義事項を解消し、万が一トラブルが発生した際には、責任を持って事業者が対応するということが大切なことであるというふうに考えております。

説明は以上でございます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡邊委員 ちょっと何点か確認したいんですけども、先ほど立法のほうで法整備を求めたほうがいいよ、やるべきだよという話があったんですけども、この那珂市がやっている条例よりも厳しい条例を設定している市町村はないんですか。

環境課長 前回もちょっとお答えしたと思うんですが、許可制にしている自治体、県内に4つほどあるというお話をしたと思います。今回はその4つのうち2つの自治体のほうに、実際に条例制定に至った経緯というのをちょっとお聞きしたんですが、その2つほどお聞きしました。その結果としては、うちのほうの問題解決のアプローチについて、うちとはちょっと違うというふうに私どもは取りました。

渡邊委員 分かりました。

じゃ上位法が制定されなければ、これより厳しい条例ができないというわけではないということによろしいですね。ほかのところはやっているんだから、それを超えるようなことじゃなくて、それと同等の条例を設定することは問題はないという解釈でよろしいんですね。

環境課長 問題はないと思います。

渡邊委員 分かりました。

では、それを前提にちょっとお話をさせてもらおうと思うんですけども、第2条、先ほど一団の団地で開発していく場合という規定が第2条の第5号のところにある、事業区域というところなんですけれども。これを継続的に開発するとみなされない期間というのはどのぐらいなんですか。要は、継続的な開発とみなされない期間というのはどの程度の期間を想定しているんですか。

環境G長 期間については明確なところはございませんが、いわゆる分割案件というものに関しましては、F I Tの場合でありますと、経済産業省等が分割案件かどうかというものを判定します。その上で分割案件であるというものの場合であれば、先ほど申しましたように合算したワット数で各規則なり条例に基づいた対応を求めていくというところになります。したがって、期間というようなところが国のほうでも明確には示されていないところではありますが、連携、分割案件と見られるものについては、そういったような対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

渡邊委員 すみません、ちょっと分かりにくかったんですけども、同一の事業者が別々の系統で接続をするような形であれば、F I Tのほうで絡まなければ、それは分割案件だよということでもいいんですか。要は別々に申請をして、別々な事業体だと認められ、別々

なもので連携されずに、別々、個別のものだとF I Tのほうで判断すれば、それは例えば半年後に広げていっても、連携した開発ではないということによろしいんですね。

環境G長 仮に先行してAという業者がその地域において50キロワット未満の設備を設置しましたと。その期間がどれくらい空くかというところはあるかもしれませんが、その後と同じまたAという業者が既に設置した設備の隣接に設置する場合においても、F I Tの認定を受けるに当たっては、既に設置した事業地との関連性を経産省のほうで見るというふうに聞いております。

以上です。

渡邊委員 じゃ市のほうでは、ここには一切タッチをしないで判断していくということ、協定を結んでいくということになっていたよね。何でも進んでいくということで、F I Tのやつしか参考にしないということでもいいんですね。

環境課長 本来、今回の本条例が制定されれば、調査権というのは当然うちのほうにもございますので、疑わしきものというのはうちのほうでも、どの程度その部分について調査できるか分かりませんが、動くということになるかというふうには考えております。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

では、その次、抑制区域、第7条のことについてお聞きしたいんですけども、抑制区域というのはどういう目的で設定しているんですか。

環境G長 お答えします。

抑制区域についてですが、前回、全協でもちょっとご説明したところではございますけれども、既に茨城県のガイドラインにおいて、設置が好ましくない地域というものが列挙されております。その中で、本市において適用できる地域、例えば農用地区域であるとか河川の管理とかあと保安林、そういったものに関しましては、この条例において抑制区域としております。理由につきましては、それらの地域について、各法令において開発等の制限がかかっているというようなところがありますので、そういった法令の趣旨、なぜそこを開発しては基本的にはNGなのかというような趣旨も踏まえた上で抑制区域を設定したというふうな考えになっています。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

ではなぜこの条例の中に事業者の協力を求めることができると書かれているんでしょうか。発電事業を行わないように事業者に協力を求めていくことができる。何かそこがあるような気がするんですけども、どうでしょう。

環境G長 抑制区域についてですが、各法令において一律開発を禁止しているというものではなく、一定の条件がその法令によって整っていれば、許認可機関において開発が許可されるものとなっております。したがって、条例において各法令で許可されたものに

ついて制限をかけるというのはなかなか難しいというところもございますので、こちらにつきましては、協力、要請という形で事業者の理解を求めていくというふうに考えております。

以上です。

渡邊委員 すみません、そうすると抑制区域と設定する理由が分からないんですけれども。他の法令で、もうそもそもそこは造れないわけですよね、もともとが。ただ、許可を得ればそこは造れるんだから、この条例で抑制区域を設定している理由って何なんですか。また戻っちゃうんですけれども。

環境G長 抑制区域についてですが、条例であらかじめ示すことによりまして、事業者において、その当該地が抑制区域かどうかと事業を始める前に確認する機会を得ることが出来るものと考えております。中には抑制区域とは知らずに事業を始めようとする業者も中にはいるという経験がございますので、そういった意味からも条例で明記するというのが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

渡邊委員 何となく分かったような分からないようなで申し訳ないです。

ちょっと次にいかせてもらいます、時間もあれなので。

第10条のところなんですけど、これも多分、全協のほうでお話をさせてもらったと思うんですが、先ほどの一団の土地に絡む部分ではあるんですけれども、50キロワット未満の場合は説明会に代わる手段で説明することができる。これ全協では説明会をやってほしいという話をしたと思うんですよね、全部の土地に、結局ワット数にかかわらず。それをあえてやらなくして緩いほうにしたというのは、もう一度ちょっと説明してもらってよろしいですか。これは別に事業者がやるんだから、あえて全部やったっていいよねと私は思うんですよ。何の理由があって、ここを緩くしているのか、ちょっと教えてください。

環境G長 全協でもご説明したところと重複してしまいますが、こちら50キロワットで線引きしたのは、国のほうにおきます説明会のガイドラインというものを参考に、本市においてもその要領を踏襲したところでございます。今度の条例につきましては、先ほど課長からの説明にもありましたように、規制をするものではなく、適正な設置を求めていくものというところが主体となっております。したがって、大規模でない50キロワット未満のものにつきましては、説明会というようなところでなくても、近隣住民の方に太陽光ができるということが認知される程度であれば、説明会に代えるというような対応でも十分可能というふうに考えております。

以上です。

渡邊委員 要は50キロワットのところでトラブルが起きていないんだったら構わないです、今現在でも。こういう規定がなくて、結局、事業者が設置をしました。でも、先ほど課

長の話の中では隅切りの部分がどうだとか、フェンスがどうのこうのだとかという話があったというんじゃないですか。それを住民の方々に文書を配布しただけで了解をもらうのではなくて、那珂市においてはそういうトラブルを減らすためにも事業者は近隣の方々にきちんとお話をしてくださいねというのが本来の趣旨じゃないのかなと私は思うんですよ。それを国がそうだからというのではないと思うんです。変な話、条例でつくれるんだから、市の事情によって合わせても構わないと思うんですよ。特に権利を脅かすわけじゃないから。ただ、事業者にそれを求めているだけなのに、なぜそれが駄目なのか、ちょっと私には理解できていないんですよ。住民とのトラブルを極力少なくしましょうねという条例をつくっていると私は思うんですよ、これって。だったら、それは変な話、先ほどの面積がどんどん広くなる話でもあるかもしれないんですけども、そういうところを事前に回避する上でも、50キロワット未満でも説明会を開催するということは何ら問題ないと思うんですけども、どうでしょう。

環境課長 説明会、50キロワット未満でもやったらというお話があったんですが、もちろんそういう考え方もあるかと思うんですが、今回うちのほうの条例については、実際、隣接者とのトラブルというのが大体、8割以上ぐらい占めているということもありまして、それに関しては、隣接者には必ず同意書をもらって概要書に添付してもらうというような扱いになっておりますので、その辺については、それをもって理解を得るというふうな方針で今考えているところでございます。

それに加えて、あとは当然、ポスティングだけで済むお話ではなくて、疑義事項、当然投函されて読んだだけで疑義が出た場合に、窓口を必ず業者に問合せ先として設けてもらうというのも、それについては指導していくというふうに考えております。

以上です。

渡邊委員 何かわざわざトラブルの原因をつくっているようにしか聞こえないんですけども。通知を出して、何だったら、変な話、きちんと話をする場を設けたほうが合理的じゃないかなと思うんですよ。それをなぜそこに固執するのか。市が負担するわけじゃないですよ。その説明会を開催することによって、市の事務手続が増えるというわけでもないでしょうし、事業者側に収益を得るためにやろうとしているものを問題なく進めるだけの話なので。何らここを上乗せしても問題ないんじゃないかなと思うんですけども、そこをあえてやらないようにしようとしている意図が分からないんですが。何かまずいんですか、やっちゃ。何かそういうふうに聞こえてきちゃうんですよ。

環境課長 実際、50キロワット未満については、今回100メートル隣接地の方は説明会というか、やってくださいよというようなことになっていると思います。実際、こちらの仮にやるという話になった場合に、事業者が主体でやるのは当然ですけども、場所の問題とか、そういったものの対応、事業者が事業を進めていく上で通常できるのかといううなもの一つ、代わる方法としてポスティングと考えた次第なんですけれども。

委員長 もうちょっと分かりやすい説明していただけますか。私もちょっと聞いていても、同じことの繰り返しなんで、分からないので。要するに渡邊委員が言うのは、結局、周りの人を集めて説明会をしろということを言っているんだと思うんですよ。ただ、ポスティングは分かるんですけども、ただ、業者は利益を上げるためにそこに太陽光を設置すると。近隣の人にそれをただ説明会をするのは、その業者のやることであって、市は何も別に、お膳立ても何もへったくれも必要ないということで、それを業者の方にやっていただくのはいかがなものでしょうかということを多分言っているんですよ。資料を作るわけでもないし、公民館を開けるわけでもないというところで。だから、業者の方にそれを説明してもらおう。現に家の近くでもそういう話があって、やっぱり説明会までいく手前に立ち消えになりました。

副委員長 課長、先ほど隣接の住民とのトラブルがないとか言っていますけれども、太陽光の業者とね。

環境課長 トラブルはあります。

副委員長 あるんでしょう、実際ね。あるんでしょう、トラブルが。実際そういうものがあるから、きちんとしたものをつくってもらわないと、やはりまずいと思うんですよ。実際に私も知っているところでも、業者が、市が何の動きもなければ自分で解決しなきゃならないというところもあって、土地を自分で自ら買って、そこを太陽光の業者が来ないように防いだ例もあるんで。だから、やっぱり少しその辺も厳しさを出してもらったほうがいいのかなと思いますね。

副市長 すみません、いろいろご議論ありがとうございます。

渡邊委員の言われるように、法制度上できないかといえば当然できる。それは自治体の判断だろうと思います。ただ、今回の条例については、先ほどから説明あるように、近隣とのトラブルをなくすために説明を尽くすということが第一の、それは総務省の報告でも、それがトラブルを減らす大きな要因だということなんで。今回、例えば2条の中に50キロワット未満の場合に100メートルという明確な数字を設定してやらせる、それから、許可制以上に同意を取るというものは非常に少ないです。同意を取るという条例はかなり厳しい言い方だと思っています。そういう意味では、非常に一步進んだ条例かなと思っています。

この12条の取扱いなんですけれども、規定上はできるという取扱いを書いていますので、そこは先ほど渡邊委員が言われたような趣旨を踏まえて、できるではなくて、原則にこうしなければいけないという形で業者のほうに対しては徹底して指導していきたいというふうに思っています。その運営の中で、また問題があれば、条例の改正なり必要な見直しをやっていければなというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

渡邊委員 なかなか運用だと厳しい部分があるのかなと思いますので、私としては条文の改正

をお願いしたいなと思います。

あと、最後になりますけれども、先ほど課長のほうから住民のトラブルの中で、草が生い茂っているとか管理がされていないとかあるんですけども、これ勧告の中できちんと相手がやってくれるんですか。それをちょっと教えてほしいんですけども。

環境G長 今現在の要綱、それから県のガイドラインで運用していますが、やはり雑草トラブルは環境課のほうに問合せがございます。そのために環境課のほうにおきまして、太陽光業者に草刈りの指導を行っており、ほぼほぼその後草を刈ったというようなところの報告を受けており、その後の苦情というものはないというような認識でございます。

以上です。

渡邊委員 すみません、勧告に強制的な話ってできるんですしたっけ。

環境G長 勧告に強制的なというところは、行政指導の範疇でありますので、強制力はないというふうには考えておりますが、現在、条例を制定する前の要綱運用の段階におきましても、そういったような指導に基づいて業者のほうは草刈りをしていますので、条例制定後の勧告、それに従わない場合は公表というふうなところまでいくのであれば、なお強ちに業者のほうには指導ができるものというふうに考えております。

以上です。

渡邊委員 すみません。正直いって、なかなか草を刈っていないところ、もう繁茂してしょうがないところはあるんですよ、実際にね。それが変な話、どこまでやってくれるというのは相手任せですよ。ですね、勧告だから。たとえ名前を公表されても、別にいいやといえやなくてもいいわけでしょう、勧告だから。そこを要は、結局なぜ勧告になるかといったらば、許可を受けているわけじゃなくて、実施協議の中でやって締結しているだけだからじゃないんですか。というところで、私としては、最後の部分はきちんと許可を取って、最悪の場合は許可取消しというところまで持っていければ、もっと業者の方はきちんと管理をしていただけるようになるんじゃないかなというところで全協のほうではお話をさせてもらったつもりでいたんですよ。要は、勧告ではなくて許可の取消しという形までいけば、どうなんだろうかね。そうすれば、ある程度強制力を持ったきちんとした指導ができるんじゃないですか。行政指導の範疇を超えてくるからね、処分行為になってくるから。

環境G長 委員おっしゃいますように仮に許可という前提の上で、そういう勧告等、行政の指導に従わない場合につきましては、許可取消しというふうなことに仮になった場合なんです、その場合におきまして、許可取消しという行為自体が果たして適当かどうかというような、要は重すぎないかどうかというような話もあるのかと思います。場合によっては、それによって不服申立て、あるいは行政訴訟、そういったようなステージに進むという懸念もございます。したがって、今回は届出制において勧告、最終的には公表。公表ということにつきましては、その業者名が是正するまでの間、ずっと名前が

さらされるというような状態になりますので、その業者におきましては、当該地、あるいは近隣において同じ事業をやろうとしても、業者、いわゆる最近でいうとデジタルタトゥー、そういったような悪いイメージが先行しますと、先々の事業に支障を来すというペナルティーもあるかというふうなことも考えられますので、本条例において、この規定でいきたいなというふうに考えております。

以上です。

委員長 このままいってもちょっと議事が進まないで……

渡邊委員 1点だけちょっと確認させてください。

委員長 じゃ1点だけ。

渡邊委員 ただいまの答弁がありましたけれども、業者はその場所場所で名前を変えている業者いますよね。その発電所に名前をつけて、違うところは、同じ業者がやっても違う名前の会社を立ち上げてやっている。そういうときって、名前をいくら公表しても何もならないんですよ。全然是正されないです、何も懲りないんです、それって。そういうところもあるのであれば、変な話、いなくなっちゃう可能性もあるんですから、そういう方たち。であれば、きちんとした形でもっとやって、きちんと処分、ちなみにこれ聞きたいんですけれども、処分、これ許可制にしているところはないんですか、自治体、条例で。どこもやっていないんですか。それだけ教えてください。

環境課長 県内において4か所ございます。

渡邊委員 4か所は許可制ということですね。分かりました。

副市長 すみません、ありがとうございます。

許可制なんですけれども、許可の中身というものは自治体によってすごいまちまちです。全国で今、条例化されているのは280ほどあるんですけれども、市町村全域を許可にしているというのは、そのうち4つと言われています。基本的に抑制地域のある、禁止区域という、先ほど言ったそもそも厳しいエリアを設定して、そこを許可にするというのがもう大部分でして、そういう意味では、先ほど担当が言ったようにもともと厳しいエリアなので、改めて許可制を取るには、そこはないんだと思うんですけれども。そもそも許可をするといったときに、那珂市の場合、妥当かどうかという議論があるのだと思います。先ほど担当が説明したように、許可制というのはもともと制限があるから許可にすることなんですけれども、例えば兵庫県なんかは、傾斜地で大規模である場合には許可、それが危険性があるという、それで災害が起きる危険性があるから許可ということになるんだと思います。制限する必要があるかどうかというところで、許可するかどうかというのが判断必要なのかなとは思っております。

今回、私どもとすれば、このような形で同意を前提にした形でのトラブル防止に全力で取り組むとともに、先ほどから話があるように、これでまた何かあれば、その都度、見直しを皆さんとご議論させていただければなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

たします。

委員長 分かりました。

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ちょっと暫時休憩します。

休憩（午後4時30分）

再開（午後4時41分）

委員長 再開いたします。

討論に入ります。

討論お願いいたします。

桑澤委員 私はこの条例に反対の立場から意見させていただきます。

本来、この条例の目的、制定する目的というのは、やっぱり悪徳業者というんですかね、そういったところを排除するのが最大の目的だと思っています。なので、なるべく、入ってから対処するというのはなかなか今の現状、いろんな問題があってできない部分があるかと思います。なので、入り口をなるべく、ハードルを少し上げてもらうというのがやっぱり必要だと思いますんで、そういった意味では、なかなかこれ今の中身だと、入ってしまってきて、後はほったらかしというような状況もかなり懸念されてしまう。もちろんその許可とか、排除するとか、そういったことになると訴訟リスク云々も考えるべき部分でもあるかもしれませんが、そこは緩くしたとしても、入り口をなるべく狭めてちょっとハードルを上げるということにもう少し、説明会の部分もそうですけれども、そういったものをしっかりとさせるというところが重要なかなと思いますので、この条例ではまだ不十分だなと思っておりますので、反対の立場で意見させていただきました。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

副委員長 私は賛成の立場から述べさせていただきます。

今、太陽光、那珂市内どんどん増えておりますけれども、その中できちんと業者とのトラブル等については対応できるような条例として今回上げさせていただいた。中にはまだというようなところもあるかと思いますが、それについては今後、動向を見ながら見直しをかけていただければいい。また、国等の動向を見ながらの見直しも必要な場合には、きちんと条例の改正を少しずつするという、そういうものを条件にいただければ、

私は賛成として進めていただければと思います。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「挙手で」と呼ぶ声あり)

委員長 挙手、分かりました。

挙手によって採決しますんで。

それでは、これに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手多数で、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算（環境課所管部分）を議題といたします。

歳出、4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、2目一般廃棄物処理費について説明願います。

環境課長 それでは、説明させていただきます。

予算書の101ページをお開き願います。なお、主要事業説明書につきましては36ページから38ページまでが環境課の所管事業となっております。

それでは、予算書をご覧ください。

款、項、目、予算額の順でご説明いたします。

下段でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費1億1,555万3,000円。このうち環境課が所管する事業につきましては、説明欄の上から順に、環境審議会事業、衛生害虫等対策事業、狂犬病予防事業、次のページ、102ページになります。環境保全対策事業、1つ飛ばしまして、公園墓地事業特別会計繰出金、1つ飛ばしまして、次のページ、103ページをご覧ください。墓地埋葬等取扱事務費、環境活動啓発事業、以上の7事業が環境課の所管事業でございます。

このうち環境活動啓発事業につきましては、主要事業説明書の36ページでございます。令和6年度に地球温暖化対策実行計画、区域施策編の策定を行うため委託料を計上しましたが、来年度は策定終了に伴う大幅減になっております。

なお、環境課所管事務の合計額は、環境衛生費の予算額1億1,555万3,000円のうち7事業合計で596万8,000円でございます。

続きまして、予算書の103ページをご覧ください。

下段になります。

4 款衛生費、2 項清掃費、1 目清掃総務費 6 億2,507万3,000円。事業につきましては、清掃総務事務費、次のページ、104ページをご覧ください。ごみ啓発等推進事業、大宮地方環境整備組合負担金でございます。

このうちごみ啓発等推進事業につきましては、主要事業説明書の37ページでございます。ごみ啓発等推進事業につきましては、前年比467万8,000円の増となっております。令和 8 年 4 月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始する予定ですが、令和 7 年度はその周知期間として、PR用のチラシやポスターを製作し、市民へ配布し、周知を図ってまいります。

また、大宮地方環境整備組合負担金、本年度予算額 5 億9,076万円につきましては、前年度比4,313万円の増となっております。こちらにつきましては、大宮地方環境整備組合におきまして、令和 7 年度から基幹系工事が着工されますことから、市の分担金額も増額となったものでございます。

続きまして、予算書の104ページをご覧ください。

中段になります。

2 目一般廃棄物処理費 1 億3,966万7,000円。大宮地方環境整備組合環境センターにおいて、令和 7 年度から令和 9 年度にかけて可燃ごみ焼却炉の改修工事が予定されております。この改修期間中に当たる令和 8 年 4 月から一般家庭系可燃ごみを他市のごみ焼却施設へ運搬し、焼却処分することから、家庭系可燃ごみ収集事業におけるごみ収集運搬委託費の増額が主な要因となっております。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

木野委員 すみません、1 点だけ伺いいたします。

主要事業説明書の37ページにあります備品購入で小型家電回収ボックスというのがありますけれども、これは要するに常総市なんかで火事があったという、そういうことがないようにするために本庁舎と図書館に設置するということでよろしいのでしょうか。

環境課長補佐 お答えいたします。

そのとおりでございます。平成25年 4 月 1 日から小型家電リサイクル法がリサイクル推進をするために施行されました。それに伴って市も啓発で普及していこうという趣旨でございます。

以上でございます。

渡邊委員 主要事業説明書の36ページなんですけれども、県央地域連携中枢都市圏連携事業としてエコライフチャレンジ、今、実施されていると思います。この表を見ると、職員の数、参加人数が年々減っているんですね。これってどういうことなのかということ

と、これ上げなきゃまずいんじゃないのか、職員が率先してやらなければということと。

あとはもし分かるのであれば、環境課と市民生活部全体でどのぐらいの実績で行っているのか教えていただければと思います。

環境課長 お答えします。

委員ご指摘のとおり、年々、ここ数年、数字的には少なくなっているということで、こちらについては市役所全体で再度盛り上げるというか、参加していただくようにうちのほうで周知していく必要があるのかなというふうに考えております。

後半の部分、環境課と市民生活部の職員の参加でございますが、今現在、手元にある数値がございませんので、後ほど委員にはお渡ししたいと思います。

以上でございます。

渡邊委員 これは広域圏の中で全部公表されていると思います。那珂市の参加がどんどん減ってきているというのがあまりね、格好いい話でもないでしょうし、特に実施している環境課と市民生活部の参加率が低いというわけにいかないでしょうから、この辺はぜひ頑張っていただきたいなと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結します。

続きまして、議案第24号 令和7年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括説明願います。

環境課長 それでは、予算書の237ページをお開き願います。

説明いたします。

まず、歳入でございます。

款、項、予算額の順にご説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料250万円、2 項手数料4,000円。

2 款管理料、1 項管理料479万9,000円。

3 款繰入金、1 項繰入金1,000円。

4 款繰越金、1 項繰越金269万6,000円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

渡邊委員 すみません、手数料の部分なんですけれども、年々減っているのかな、歳入のほうか。

環境課長 手数料の4,000円というところ……

渡邊委員 ごめんなさい。墓地使用料だ、ごめんなさい。使用料のほう。

環境G長 使用料につきましては、公園墓地の区画を借用される方が借用当初にお支払いしていただく金額にはなるんですけれども、近年の墓じまい等、それから継承された方が遠方に住まわれて、墓地の移転などで、どちらかというとな新規に借りられる方よりもお墓を閉じられる方がちょっと多くなっているという今の傾向がございまして、この使用料につきましても、そういった波を受けたところかなというところで減少傾向にあるというふうに考えております。

以上です。

渡邊委員 なかなか使用料を上げてくれとか、PRしてどうのこうのってなかなか言いにくいと思うんですけれども、せっかくある施設、有効に使えるところもありますので、ぜひこの辺は何らかの形を考えていただければと思います。

以上です。

委員長 続きまして、歳出について、執行部より一括して説明をお願いいたします。

環境課長 それでは、予算書に基づきまして、歳出のご説明をさせていただきます。

款、項、目、予算額の順にご説明いたします。なお、主要事業説明書につきましては38ページでございます。

それでは、予算書の238ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費615万9,000円。公園墓地管理事業につきましては、現在、市営の公園墓地として福ヶ平霊園と瓜連富士霊園の2か所の管理業務を行っております。

続きまして、予算書は同じ238ページをご覧ください。

下段になります。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金350万円。昨年度と比較して230万円の減となっております。公園墓地事業特別会計から一般会計への変換に充てるための予算となります。永代供養や墓じまいが散見され、墓地区画の販売数が伸びていないことから、歳入を少なく見積もり、それに伴う繰出金も少なく見積もっております。

ページ変わりまして、予算書239ページをご覧ください。

中段になります。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費34万1,000円。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後4時56分)

再開(午後4時57分)

委員長 再開いたします。

会計課が出席しました。

議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算(会計課所管部分)を議題といたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費について説明願います。

会計課長 会計課長の茅根です。ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

予算書の46ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費1,749万4,000円です。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

委員長 質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結します。

以上で会計課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後4時58分)

再開(午後4時59分)

委員長 再開いたします。

これより議案第22号 令和7年度那珂市一般会計予算、当委員会の所管部分において
討論、採決に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでした。

本日の案件は全て終了いたしました。

長時間にわたりご苦労さまでした。

閉会（午後5時00分）

令和7年5月30日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 小池 正夫